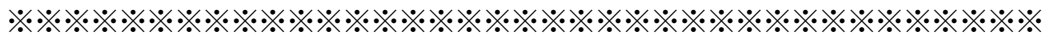




平成 2 7 年 第 5 回  
占冠村議会定例会会議録



自 平成 2 7 年 1 2 月 1 7 日  
至 平成 2 7 年 1 2 月 1 8 日

占 冠 村 議 会

平成27年第5回占冠村議会定例会会議録（第1号）

平成27年12月17日（木曜日）

○議事日程

		議長開議宣告（午前10時）
		所管事項に関する委員会報告（議会運営委員長）
日程第 1		会議録署名議員の指名について
日程第 2		会期決定について
		議長諸般報告
		総務産業常任委員会報告
		村長行政報告
日程第 3		一般質問
日程第 4	認定第1号	平成26年度占冠村一般会計及び各特別会計決算認定について
日程第 5	議案第1号	占冠村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例を制定することについて
日程第 6	議案第2号	占冠村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について
日程第 7	議案第3号	占冠村敬老祝い金の給付に関する条例の全部を改正する条例を制定することについて
日程第 8	議案第4号	占冠村税条例の一部を改正する条例を制定することについて
日程第 9	議案第5号	占冠村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を制定することについて
日程第 10	議案第6号	占冠村介護保険条例の一部を改正する条例を制定することについて
日程第 11	議案第7号	平成27年度占冠村一般会計補正予算（第5号）
日程第 12	議案第8号	平成27年度占冠村国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
日程第 13	議案第9号	平成27年度占冠村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
日程第 14	議案第10号	平成27年度占冠村公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

○出席議員（8人）

議長	8番 相川繁治君	副議長	1番 工藤國忠君
	2番 木村一俊君		3番 大谷元江君

4番 長谷川 耿 聰 君  
6番 五十嵐 正 雄 君

5番 山 本 敬 介 君  
7番 佐 野 一 紀 君

○欠席議員（0人）

○出席説明員

（長部局）

占 冠 村 長	中 村 博	副 村 長	堤 敏 満
会 計 管 理 者	小 林 潤	総 務 課 長	田 中 正 治
企 画 商 工 課 長	松 永 英 敬	保 健 福 祉 課 長	小 尾 雅 彦
福 祉 施 設 推 進 室 長	中 田 芳 治	産 業 建 設 課 長	岩 谷 健 悟
林 業 振 興 室 長	田 畑 泰 行	ト マ ム 支 所 長	多 田 淳 史
総 務 担 当 主 幹	蠣 崎 純 一	職 員 厚 生 担 当 主 幹	細 川 明 美
財 務 担 当 係 長	野 原 大 樹	税 務 担 当 係 長	杉 岡 裕 二
企 画 担 当 係 長	佐々木 智 猛	戸 籍 担 当 主 幹	石 坂 勝 美
国 保 医 療 担 当 主 幹	上 島 早 苗	社 会 福 祉 担 当 主 幹	高 桑 浩
保 健 予 防 担 当 主 幹	松 永 真 里	介 護 担 当 主 幹	木 村 恭 美
土 木 下 水 道 担 当 主 幹	岡 崎 至 可	水 道 担 当 主 幹	小 林 昌 弘
林 業 振 興 室 主 幹	鈴 木 智 宏		

（教育委員会）

教 育 長	藤 本 武	教 育 次 長	伊 藤 俊 幸
-------	-------	---------	---------

（農業委員会）

会 長	安 田 堅 吾	事 務 局 長	岩 谷 健 悟
-----	---------	---------	---------

（選挙管理委員会）

書 記 長	田 中 正 治		
-------	---------	--	--

（監査委員）

監 査 委 員	鷲 尾 心 英	監 査 委 員	山 本 敬 介
事 務 局 長	尾 関 昌 敏		

○出席事務局職員

事 務 局 長	尾 関 昌 敏	主 任	八 木 香 織
---------	---------	-----	---------

開会 午前10時00分

---

### ◎開会宣言

○議長（相川繁治君） おはようございます。

ただいまの出席議員は8人です。定足数に達しておりますので、これから平成27年第5回占冠村議会定例会を開会します。

この際、当面の日程等について、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長、五十嵐正雄君。

○議会運営委員長（五十嵐正雄君） 12月10日に開催しました議会運営委員会のご報告を申し上げます。

今期定例会における会期は、本日17日から18日までの2日間といたします。議事日程、日割りについては、あらかじめお手元に配布したとおりです。以上で、報告を終わります。

---

### ◎開議宣告

○議長（相川繁治君） これから、本日の会議を開きます。

---

### ◎議事日程

○議長（相川繁治君） 本日の議事日程は、あらかじめ、お手元に配布したとおりです。

---

#### ◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（相川繁治君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により、議長において、5番、山本敬介君、6番、五十嵐正雄君を指名します。

---

#### ◎日程第2 会期決定

○議長（相川繁治君） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から12月18日までの2日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 異議なしと認めます。

したがって会期は、本日から12月18日までの2日間と決定しました。

---

### ◎議長諸般報告

○議長（相川繁治君） これから、諸般の報告を行います。事務局長。

○事務局長（尾関昌敏君） 審議資料の1ページをお願いいたします。

1、今期定例会に付議された案件は認定第1号から議案第10号までの11件です。2、議員提案による案件は選挙第1号から発議案第1号までの2件です。3、説明のため出席を要求したところ、通知のあったものの職及び氏名は、村長以下記載のとおりです。

2ページをお願いいたします。平成27年第4回定例会以降の議員の動向は、9月15日広報特別委員会から記載のとおりでございます。

審議資料の7ページ、8ページは、平成27年度8月分の例月出納検査結果です。審議資料の9ページから10ページは、平成27年度9月分の例月出納検査結果です。審議資料の11ページから12ページは平成27年度10月分の例月出納検査結果です。以上です。

○議長（相川繁治君） 次に議長に提出された総務産業常任委員会の報告書について説明を求めます。

総務産業常任委員長、佐野一紀君。

○総務産業常任委員長（佐野一紀君） 所管事務調査に関する調査報告についてご報告いたします。

占冠村議会議長、相川繁治様。占冠村議会総務産業常任委員長、佐野一紀。このことに

ついて、次のとおり事務調査を実施したので報告する。

記、1、調査期日、平成27年10月8日。2、調査事項、(1)占冠村木質バイオマス生産組合施設状況調査について、(2)林道専用道タンネナイ線状況調査について、(3)ペンケニウ支流復旧治山(谷止工)状況調査について、(4)避難路現地調査について。3、調査経過、調査にあたっては、村長、各担当者の同行により、現地説明を受けながら実施した。

4、調査結果を報告いたします。(1)占冠村木質バイオマス生産組合施設状況調査について、1.貯木場に堆積されている原木が、古くなると腐食など品質が悪くなるので適度な時期に販売するよう指導されたい。2.危険防止のため、製材工場内の整備・整頓を指導されたい。

(2)林道専用道タンネナイ線状況調査について、工事は計画どおり完了していた。

(3)ペンケニウ支流復旧治山(谷止工)状況調査について、工事は計画どおり完了していた。

(4)避難路現地調査について、1、避難路の確保は避難場所へ行くマスタープランが必要と思われる。2、村が提示された3案中、2案が適当であるとの説明であったが、過去の水害の経験から見ると、本通、千歳行政区の住民は利用不可能である。理由は双珠別川堤防が決壊すると濁流となり通行不可能となるため。3、2案は迂回路として考えられているが、避難所には備蓄庫が設置されており、2～3日程度の避難生活に支障ないものと判断される。4、故に2案は、用地買収や工事費など、多額な財政出動までして当面施工する必要がないものと判断する。5、以上の理由から避難路はゲートボールコート付近から、現在利用されている村道2号線を利用して整備される事が適当と判断される。6、この避難路が新設されると、「通学路」、「野球場・パークゴルフ場」利用者、「浄水場管理」にも利用可能になり有意義な避難路となる。

5、調査の継続。委員会での調査の結果は上記のとおりであるが、今後も引き続き調査を行うものと決定した。以上です。

○議長(相川繁治君) これで諸般の報告を終わります。

---

### ◎村長行政報告

○議長(相川繁治君) 村長から行政報告のため発言を求められておりますので、その発言を許します。村長。

○村長(中村博君) みなさんおはようございます。ただいま議長のお許しがありましたので行政報告を申し上げます。審議資料の4ページをお開き下さい。平成27年9月14日以降の行政報告です。まず報告事項について申し上げます。別に配布した資料をご覧ください。

報告事項、(1)村有リゾート施設について。村有リゾート施設(以下「村有施設」という)の協議経過と今後の進め方について報告します。

占冠村(以下「村」という)と株式会社星野リゾート・トマム(以下「星野リゾート・トマム」という)とは、賃貸借契約書、平成17年から30年の賃貸借、使用貸借契約書、底地の貸借契約、合意書、変更賃料額及び買取時期及び価格についての合意書でございます。これらが締結されています。

この契約に伴い、「タワーIの契約物件追加と修繕費の請求、買取時期の変更」という3つの懸案処理が継続されることになりました。

先の合意書では、村有施設の買取は、「平成24年9月30日目途」となっておりましたが、平成24年2月14日付で星野リゾート・トマムから占冠村長宛に「平成29年9月30日目途」に変更したいとする延期願いが提出されました。

これを受け村では、これらの処理にあたり専門的な見地から取り進める必要があるとの判断から、弁護士にお願いし協議を進めてまいりました。

平成26年9月4日の星野専務との打合せで、対象物件の追加と買取時期の変更を主にした村の合意案を提示し、協議を継続してきたところ、ようやく本年10月30日に再修正資料が提出され、12月3日開催の全員協議会において、この資料の説明を受け、新たな合意書の締結に向かう予定でありました。

このような中、突然11月11日、日本経済新聞の電子版で「星野リゾート・トナム、中国企業が買収183億円」という記事が配信されました。

村では、新たな合意書の締結に向け協議を重ねている最中、寝耳に水の報道に接し、即日、中村村長名で「事前の説明がなく報道に至ったことは誠に遺憾であり、良識のある対応を求める」旨の公文書を星野代表取締役宛に郵送しましたが、返答のないまま12月3日の全員協議会を迎えることになりました。

本協議会では、当初の予定を変更し、議長から、まずこの買収について星野専務に説明を求めました。

その後、議員から①村に事前の報告がなかったこと、②相手方に対して村との合意内容がどのように説明されているのか、③相手方は村の合意内容をどのように理解しているのか、④村との合意内容の履行はどうなるのか、などについて質問が出されました。

星野専務からは、星野リゾート・トナムのオーナーが復星集団（フォースングループ）に変わっても株式会社星野リゾートが運営を担うので今までと何ら変わりがなく、また、今後も投資が行われる。村有施設については、収益の上がるものは営業し、収益の上がらな

いものは取り壊しをする。買取について、全部は買えないが1つも買えない状況ではないという説明がありました。この内容は、翌日の北海道新聞朝刊で報道されたところであります。

星野リゾート・トナムとは、「村が施設を所有し続けるべきでないことを確認した上で、その施設を買い取る」旨の合意があることから、契約上は、その履行に向けて事務を進めていかなければなりません。

これについて、これまでの協議の経過、一般のM&A、その結果、星野リゾート・トナムの役員も一新されて、役員構成はその全員が中国企業サイドで占められていること、12月3日の全員協議会における星野専務の説明から、授権事項とされていた任意の話し合いによる解決の域は越えたものと痛感いたしました。

よって、6月定例会で議決をいただきました民事調停について、準備が整い次第、札幌地方裁判所に申し立てることを決断したところであります。

しかしながら、過日、国内外メディアにおいて復星集団の郭会長が当局に拘束され、その後復帰したとの情報が伝えられました。今回の突然のM&Aにとどまらず、星野社長、専務が言われる「最適なパートナー」に、さらに突然こうしたことが発生する事態に直面して、このことによる影響は直ちには全く計りかねるところであります。

そこで、まず、情報の収集と推移を見極めることが重要であるとの判断に至りましたので、この間は、民事調停の申し立てを見合わせることにいたします。

今後は、動向を注視し弁護士と協議しながら申立てのタイミングを検討してまいります。

(2) 避難訓練について。9月26日に中央

地区、占冠地区の住民を対象に大雨による水害避難訓練を行いました。

前線と台風の影響による大雨で、河川の水位が避難判断水位に迫る勢いで上昇したという想定で、宮下・本通・千歳・占冠第一・占冠市街の各行政区に避難勧告を発令しました。

中央地区は占冠中学校体育館に56人、占冠地区は占冠地域交流館に16人が避難し、役場・消防等の関係者63人の計135人が参加しました。

訓練の後、昭和37年の水害の状況を当時役場職員で対応にあたった長谷川耿聰氏の講話があり、最後に参加者からアンケートを回収いたしました。

アンケートの回答を見ると、「気象や防災情報で常に注意している・注意している」人が86%で、その情報は「テレビ」が86%と、多くの方がテレビから情報を得ているのがわかり、本村の気象・防災情報を住民に伝達する方法が課題として明確になりました。

また、災害対策本部の検証として対策本部の人の動き、被害状況の把握と周知、訓練内容と非常食のマンネリ化、夜間を想定した避難といった項目が課題として挙がっています。

10月3日にはトマム町内会が主催した総合防災訓練が行われました。

この訓練は、地震により道道の橋梁崩壊と地滑りのため道路通行不能の災害が発生し、上トマム地区が孤立した状態を想定して行われました。統括対策本部を含む6班体制で情報伝達訓練、避難支援、安否確認訓練、参加者の取りまとめを行わない状況での訓練であり、臨場感にあふれ緊迫した内容となりました。

(3) 先進地視察について。10月14日から16日に鳥取市で開催された第37回全国公民館集会in鳥取に参加した後、鳥取県における和

牛改良の状況と地域おこしで有名な島根県の海士町を視察しました。

和牛改良では、国の施設である家畜改良センターと県の施設である畜産試験場を視察し説明を受けました。鳥取県では肉質と増体を求め種雄牛の品種改良を進めてきたが成績が上がらず、両方を求めることに失敗し、今は肉質を求める牛群と増体を求める牛群と2極化した状況にあります。

現在は肉質を求める種雄牛の改良が進み、後代検定で日本1位（白鵬85の3）と2位（百合白清2）の種雄牛が誕生しました。

10月21日の市場では白鵬85の3の初の産仔がセリにかけられ、市場の平均価格が69万6797円に対し81万1512円で、プラス11万4715円、116%の価格で取引されたと報告がありました。

優秀な精液は県外に出さないと言われていますが、今後の肉牛飼養状況により県外へ出すようであれば積極的に交渉したいと考えています。

島根県の海士町では休日にもかかわらず山内町長と懇談し、文部科学省から派遣の職員より海士町のキャッチフレーズである「ないものはない」の現場を案内していただきました。

隠岐諸島の一つである海士町を、地域づくりで有名にしたのが高校生の島留学です。古民家を改装した手作りの学習センターには自立学習支援、学習意欲醸成のセミナー、交流スペースも充実し、生徒が集まり、日本で唯一学級数が増えた高校となりました。

隠岐潮風ファームは土建業をしていた会社が、公共事業がなくなることに危機感を抱き、従業員の雇用を守るため隠岐牛の繁殖から肥育までの一貫経営に参入し、安定した生産が東京で評価され「隠岐牛」の銘柄を取るまで

になりました。

「地域資源の見なおしと再発見することで活路を見出していく」という言葉は地域おこしでよく言われることですが、海士町の「ないものはない」というキャッチフレーズの奥深さをご教示いただきました。

(4) 占冠湯の沢サクラの森づくり事業「村民植樹祭」について。今年で3年目となる村民植樹祭が10月31日湯の沢温泉で行われ、村民や関係者約50人が参加しました。

湯の沢温泉は農業者センターとして30年以上の間、村民交流の場、体が温まる温泉として親しまれてきましたが、施設の老朽化に伴う修繕費の増加や利用者の減少などであり方を検討致しました。本村の貴重な財産であり、失ってはいけない温泉であることから「安らぎと憩いの温泉」「豊かな自然を感じる温泉」をコンセプトに再生を進めてまいりました。

今年も憩いの場となるようニトリ北海道応援基金の助成を受け、ヤマザクラを中心にツツジ、モミジ、ヤマボウシの苗木85本を植樹しました。

湯の沢温泉には3年前から植樹をしている213本の桜と開設当初に植樹した桜があります。初年度に植樹した桜は今年も花が咲きましたので、来年は見事な桜の花と香りが楽しめるうなので是非ご来場ください。

(5) 東南アジアプロモーション事業トップセールスについて。富良野・美瑛広域観光推進協議会（会長能登富良野市長）の東南アジアトップセールス2015が行われ、富良野圏域と各市町村の素晴らしさをPR致しました。

当協議会では、アジア圏をターゲット地域として定め誘客事業を推進しており、富良野圏域でも東南アジアからの観光客が増加している状況にあります。こうしたことから、観光のトップシーズンである夏以外でも誘客を

進め旅行商品造成を拡大し、通年観光を推進するためトップによるプロモーション活動を行いました。

参加者は1市4町1村の首長、観光協会、観光事業者などの関係者14人で、タイ、マレーシア、インドネシアの3カ国を訪問し、日本政府観光局現地事務所、各国の観光庁、旅行会社等への表敬訪問と意見交換、観光事業者へのプレゼンテーション、観光セミナーと商談会など精力的にセールスを行いました。

3カ国とも河川の汚染や大気汚染といった自然環境は良くない印象でしたが、国の経済は発展途上であり、富裕層の広がりから旅行熱が旺盛であり、日本旅行に関してはリピーターが多いのが特徴とお聞きしました。

日本での旅行先は東京・大阪・名古屋・京都が定番であるが、リピーターは地方への旅行要望が多くなってきている。富良野・美瑛は四季がはっきりしており、夏はラベンダー、冬は雪、食べ物も美味しく魅力的なエリアとの感想をお聞きしました。これからは各市町村の魅力をPRするだけでなく、具体的な旅行商品をプロモーションし、販売する取組へと移行することが目的達成への道と考えます。

(6) 富良野圏域における河川整備促進に関する要望について。11月13日に富良野圏域連携協議会（会長能登富良野市長）による富良野圏域における河川整備促進に関する要望を、上川総合振興局に対し行いました。

能登会長より、本圏域における農業生産基盤を確立し、住民が安心して生活できる環境を構築するために早急な河川整備、適正な河川の維持、河川の二重管理の改善を要請し、その後構成市町村より要望を行いました。

本村からは、①字中央の青巖大橋から宮下橋上流、ネクスコ占冠中央橋付近の立木伐採及び青巖大橋から宮下橋手前の川砂利除去、



②字上トマムの上トマム橋から18線橋への堤防天端の草刈り、砂利敷設、③字双珠別の宝珠橋から稲田橋の手前にかけて横を流れる双珠別川の川底に堆積している土砂の除去を要望いたしました。要望していた鷓川の落差工については、落差工の調査研究のため平成27年度は取り下げた旨説明致しております。

上川総合振興局からは、各市町村の要望については理解をしているが維持に関する予算がつかないため事業実施は厳しい状況になっている。しかし河川の維持は直接人命にかかわることであり、振興局としてこれからも努力していく旨の回答がありました。

(7) 産学官連携・協力に関する意見交換会について。国立大学法人北海道大学大学院環境科学院(以下「環境科学院」という。)と株式会社星野リゾート・トマム、占冠村の三者による連携・協力に関する基本合意書が締結され3年目を迎えたことから、この間の検証と今後の活動について11月30日に意見交換を行いました。

この3年間で環境科学院では村の自然環境を生かした研究で修士論文に6人、博士論文に3人が取り組んでいる様子が報告されました。また、本村の児童生徒を対象に「雪の学校」「川の学校」の開催、一般を対象とした「星の学校」の開催など、星野リゾート・トマムとは雲海カードや気象の情報提供などの報告がありました。

村を代表してトマム小中学校長、星野リゾート・トマムから代表者より成果の報告がありました。

三者が一定の評価をしていることから、今後も事業を継続することとし、今後の活動について、具体的に占冠中央小学校長より外国語教育やICTを利用した教育が提案され、環境科学院からは、国際感覚を身に着ける必

要性が提案されました。

雪の学校などは持続可能な形で新たな形を模索し、国際感覚を身に着ける教育プログラムを1年かけて環境科学院、星野リゾート・トマムと協議し進めることと致しました。

主な用務は記載のとおりでございます。入札につきましては6ページに記載のとおり、湯の沢温泉給湯ボイラー更新工事のほか2件執行しております。

以上で行政報告を終わります。

○議長(相川繁治君) これで行政報告を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前 10時34分

再開 午前 10時40分

○議長(相川繁治君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

---

### ◎日程第3 一般質問

○議長(相川繁治君) 日程第3、一般質問を行います。順次に発言を許します。

1番、工藤國忠君。

○1番(工藤國忠君) 議長のお許しを頂きましたので、一般質問をさせていただきます。

質問1について、定住促進について質問いたします。この件については6月の議会に質問しておりますが、村長の答弁では何人かの地権者と協議を行ったが、難しい状況だと答弁されておりました。その後9月になってからですね、土地所有者と話を進めていると聞いております。

トマム地区の皆さんはですね定住化については対象者はもとよりトマム地区の住民にとっては重大な関心事でもあります。宅地の確保と定住対策については住民の方々の切実な願いでもあることから、村長の考えをお伺いします。

②として人口減少対策として、そういう宅地の販売をもっと積極的に進めるべきと思いますが、その取組みと今後の方策について村長の考えをお伺いいたします。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） 工藤議員のご質問にお答えいたします。トمام地区の定住化のためのご意見につきましては村長室移動や住民懇談会などで村営住宅、子育て、医療、交通対策など多くの方からご意見をいただいております、その一つとして近年は宅地の確保ということが課題であるとの認識を持っているところであります。

宅地の確保について現状を申し上げますと、トمام地区においては普通財産としての村有地がほとんどない状況にあることから、民有地を購入することが必要であると判断しております。購入する宅地につきましては、道路や上下水道の整備がある場所は良いと考えており、一部の地権者とも接触しているところですが具体的に報告できる状況になっていないのが現状であります。

また平成27年2月に創設した空き家バンク制度への登録は固定資産税の通知書に登録の依頼文を同封するなど取組みを進めてきましたが、現在2件の登録にとどまっております。引き続き制度の周知を図りながら物件情報の照会に努めてまいります。

議員ご指摘のとおり、宅地の確保については定住化対策の大きな課題であると考えており、優先課題として取り進めてまいりますのでご理解をお願いいたします。

(2) の件でございます。宅地分譲については、中央地区においては分譲実績もありますので、用地確保ができればすぐにでも分譲できるよう取り進めます。また、定住化対策のための住宅建設に伴う補助制度もあります

のでさらなる周知を図ってまいります。以上でございます。

○議長（相川繁治君） 1番、工藤國忠君。

○1番（工藤國忠君） 質問2に移ります。

トمام地区の陶芸活動について。トمام地域カフェは11月8日にオープンしています。陶芸作品も数多く出品されていますが、製品を作って完成するには中央まで3回通わないとできないと伺っております。陶芸サークルの皆さんは製品を作る焼窯を希望していますが、村長の考えをお伺いいたします。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） お答えいたします。トمام地区の「ミナトمام」が11月にオープンいたしましたけども、その対応といたしまして建物の中の残渣物の除去、排水溝の整備、それから電動ろくろ、手動のろくろ、それからバケツ等の消耗品、そういったものを配備済ませております。

今後の対応といたしましては、陶芸サークルの皆さんのご意向と踏まえながら対応してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（相川繁治君） 1番、工藤國忠君。

○1番（工藤國忠君） それでは最後の質問に移ります。木材、薪生産の販売についてお伺いしたいと思います。

(1) として薪生産はすでに湯の沢温泉において、薪ボイラーを使用中ですが、村の説明では薪ストーブの普及と薪販売を、と申されておりますが、実績が目に見えてきません。積極的な取組みが求められているところですが、現状どのようになっているかお伺いいたします。

また既に製材機が導入され数カ月が過ぎています。具体的な宣伝されているのか、また現在までにどの程度販売されたのかについて伺います。

(3) 今後、薪製材の販路拡大に向けた方策等について、村長の考えをお伺いいたします。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） お答えいたします。まず、薪ストーブの普及と薪販売の実績等でございますけど、薪の生産及び販売の現状については、木質バイオマス生産組合が生産、販売活動の取組みを開始し概ね2年になります。この間、湯の沢温泉への薪の供給をベースに最近では、村内住民の一部、さらにはトマムリゾート関連施設への薪供給も増えつつあると聞いております。

また、薪ストーブの普及においては、占冠村木質バイオマス生産組合におきまして、村外メーカーとの代理店契約等が整い、村内の一般家庭を含む販路拡大に向けた取組みが開始されているものと承知しております。

これまでの助成制度活用実績では、薪ストーブ設置導入で2件、薪購入2件であります。

次に製材機の件でございます。簡易製材機の活用と製材品の販売状況についてであります。本年7月に購入し実質的には9月からの稼働となっております。この間、村内企業5社と個人宅のウッドデッキ1件の販売実績があると伺っております。

3番目の今後の方策等についてでございます。今後の薪、製材品の販路拡大に向けた方策については、9月定例会において占冠村木質バイオマス導入促進事業関連の予算の承認をいただいたところであります。このことより薪ストーブ、薪ボイラー購入及び設置にかかわる経費、ならびに一般家庭用薪購入にかかる一部助成制度を創設させていただきましたので、村といたしましてもこれらの施策を有効に活用していただき、販路拡大に向けた取組みを期待しているところであります。以

上でございます。

○議長（相川繁治君） 次に3番、大谷元江君。

○3番（大谷元江君） 議長の許可をいただきましたので一般質問させていただきます。

質問1です。災害避難所の件についてお伺いいたします。9月26日の避難訓練に参加をいたしまして、非常食等の準備を経験させていただきました。そのときに感じました災害避難所について村長に伺いたいと思います。

一つは食料及び物資の内容について伺います。アレルギーを持っている方の食料は、今年度準備されると広報で知りました。このアレルギーを持っている方の詳細と人数を把握されているのかどうか伺いたいと思います。また、アレルギー食料の内容と一緒に伺いたいと思います。

そのほかに、物資についてこれは何日くらいを想定しての数量及びサイズを準備しているか伺いたいと思います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） 大谷議員のご質問にお答えいたします。まず食料、物資の関係でございます。まず、アレルギーを持っている方の詳細と人数でございますけど、アレルギーは動物、食品、化学物質など様々だと思いますが、村としてはそうした内容と人数は個人情報ということもありまして、詳細に把握しておりません。

それから、食料でございますが、アレルギー対応の備蓄食料として、特定原材料非使用非常食「安心米」でございますがこれを100食分備蓄しております。

それから、物資の関係でございますけど、避難状況によって変わりますけど3日分を想定しております。お尋ねのトイレトーパー等でございますが、トイレトーパーにつ

いては400個、紙おむつにつきましては、乳幼児用Lサイズ264、ビックサイズ228、大人用のMサイズ介護用ですけど60枚、Lサイズ51枚、生理用品578枚、以上を備蓄しております。以上です。

○議長（相川繁治君） 3番、大谷元江君。

○3番（大谷元江君） 2番、避難所備蓄倉庫の防犯対策について伺います。

占冠中学校敷地内に設置されております備蓄倉庫の防犯なのですが、夜間等ひとけのないにも関わらず窓には防護柵がない状態であります。しっかりした防犯対策が必要と考えますが、村長の考えを伺います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） お答えいたします。現状におきましては施錠と定期的な確認による管理を行っております。議員ご心配のとおり、最近備蓄品の盗難被害も報告されておりますので、感知式照明などの盗難対策が必要でないかとは考えております。以上です。

○議長（相川繁治君） 3番、大谷元江君。

○3番（大谷元江君） 3番目、避難者のペットの取扱いはどのようにされるかを伺いたいと思います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） お答えいたします。動物のペットも家族同様との気風ではありますが、動物アレルギー等の心配もありますので、避難所、施設内の持ち込みはできないようとり進めたいと考えております。その際、飼育については屋外となりますので、飼育方法や施設の設置が必要かとも思いますが、これは今後の検討事項とさせていただきたいと思っております。以上です。

○議長（相川繁治君） 3番、大谷元江君。

○3番（大谷元江君） では質問2に移りません。通学路の除雪の状況について伺いたいと

思います。役場庁舎横の通学路が除雪の雪山によって視界が遮断されております。その辺の除雪の状況をもう少し考えていただきたいと考えますが、村長のお考えを伺います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） お答えいたします。役場庁舎横の通学路に関わる除雪後の雪山についてでございますが、役場駐車場の堆積スペースもないことから、除雪の雪が通学路に堆積していることにより視界が遮られていると考えております。

除雪委託業者に対し、役場駐車場除雪の雪を通学路側にできるだけ堆積しないよう指示しましたが、降雪の状況により堆積せざるえない場合もありますので、通学路側に堆積した場合には排雪を行い、できるだけ視野を確保してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（相川繁治君） 次に4番、長谷川耿聰君。

○4番（長谷川耿聰君） それでは一般質問をさせていただきます。

まず1問目でございますが、新規就農希望者と村長の懇話についてということで、最近村で農業後継者、新規就農したいという人の話題が多く耳にします。誠に頼もしい限りであります。

この方々がどのような夢を持ち、農業に対しどのような対策を望んでいるか、村長の懇話の場を設けてはいかががでしょうか。お伺いいたします。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） 長谷川議員のご質問にお答えいたします。新規就農希望者につきましては、新規就農支援協議会において面談等を実施し、農業に対する考えや意欲について聞く場を設けてあります。後継者や新規就

農者との懇談は行っておりますが、今後とも必要に応じ懇談の機会を作りたいと考えております。以上です。

○議長（相川繁治君） 4番、長谷川耿聰君。

○4番（長谷川耿聰君） 支援協議会ということなんですけども、これあの村長と直接話したいという方もいらっしゃると思いますので、そのへんについて村長どのように考えていますか。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） 案件につきましてはその都度、就農希望者等面談しております、一同に会しての懇談はありませんけど、そういった話し合いの場は設けてございます。以上です。

○議長（相川繁治君） 4番、長谷川耿聰君。

○4番（長谷川耿聰君） それでは次に移らせてもらいます。物産館の利用についてでございますが、駅前の物産館は1階が空き家になって半年になります。物産館は村の玄関口であり、村の顔というべき場所であります。物産館をどのようにするかお伺いいたします。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） お答えいたします。物産館につきましては昭和57年9月に設置条例が制定され、今年春まで店主が交代しながらも、お土産店、レストランに加え、観光案内所や休憩スペース等として長年にわたり多くの方に利用されてきました。

議員ご指摘のとおり、現在2階レストランのみが営業となっており、1階はお土産店があったスペースが空いている状況にあります。

村といたしましては、施設も設置後33年あまりが経過し、事業内容や使用料金を含めてより有効活用が図られるよう見直しの機会ととらえ、現在条例改正の検討を行っております。

現段階で具体的にお示しできない状況でございますが、施設内には多目的トイレや授乳室を設置しておりますので、一定の休憩スペースを確保したうえで、利用方法についてはもう少し時間をいただき内部検討を進めていく考えであります。以上です。

○議長（相川繁治君） 4番、長谷川耿聰君。

○4番（長谷川耿聰君） 築33年ということでだいぶ古くなっておりますので、改修とかそういうようなものの考え方というのがありますか。お伺いいたします。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） 現時点では大規模改修は想定しておりません。ただ今後の利用によっては、施設内の間仕切りですとか、そういった改装は必要になってくるかとは考えております。以上です。

○議長（相川繁治君） 4番、長谷川耿聰君。

○4番（長谷川耿聰君） これはやはり村の玄関口でありますので、いつまでもあのままの格好で空き家にしておくということは、非常にあの観光面においてもマイナスに思いますので、いつ頃を目途に開館するか、そのところをお伺いいたしたいと思います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） 先ほども申し上げましたように、条例の改正等、必要になってくるかと思われま。それから、どういう形で使うかによっても一定期間かかる業種もありますし、お土産店みたいな造作を変えないのであれば、早い時期に営業できるかと思っております。ただ、どういうものを入れるかということについては、まだ内部協議もしておりませんので、そこは今後詰めていきたいと考えております。

時期的にはいつを目途ということは、今の時点ではちょっと申し上げることはできませ

ん。以上です。

○議長（相川繁治君） 4番、長谷川耿聰君。

○4番（長谷川耿聰君） できるだけ早い時期にあそこを利用するように申し上げていきたいと思ひます。

次に移らせていただきます。JR占冠駅、トマム駅の改善についてということでございまして、これにつきましては9月の行政報告でJR側と星野リゾート トマムとともに改善を要望されております。この改善要望を読みますと相当多岐にわたって要望されておりますが、あまりよい返事はいただけなかったようです。

今後の協議、継続という事項もありました。その後どのようにになりましたか。お伺いしたいと思ひます。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） お答えいたします。

JR北海道につきましては、マスコミ報道等でご承知のとおり、昨今の列車トラブル等で安全対策に多額の費用を要している。そういうことから今回要請しました改善項目につきまして、大きな進展はございません。

トイレにつきましては業者による特別清掃など定期的な清掃を徹底し、管理に努めていただいております。

それからトマム駅ホームの関係については、星野リゾート トマムにおいて社内検討をおこない、整備に向けた方針を決定したうえで、JR側と協議を進める手続きとしておりますが、まだ方針が決まっておりません。今後は星野リゾート トマムの整備方針が決まり次第、情報を共有しながら、村としても対応してまいります。以上でございます。

○議長（相川繁治君） 4番、長谷川耿聰君。

○4番（長谷川耿聰君） 質問の3番目にも関連しますので繰り上げて、この分も質問さ

せていただきます。

特にトマム駅これは無人駅でございますが、これはやはり占冠観光の目玉でありましてトイレの状況だとか、周辺の環境施設だとかというものが、非常にひどいものがあると思ひます。

私はあのJRだけで任すのではなくて、3番目に書いてありますように、占冠駅、トマム駅の美化、施設整備について村からも財政支援をいたしまして、特にトイレについては水洗トイレですか、こういうものの設置が必要だと思ひます。それともう一つは、環境の美化でございますが、占冠駅におきましては、名木が立ってる周辺は公園化されて非常に美しくなっておりますが、花壇が4つほどありますが、そこにいろいろな植木が植えてありますが、剪定もせずに草が生えており、それから駅構内においては、これは村が関係ないかと思ひますが、雑草の除去もしないで非常に見づらく、観光地の占冠の玄関口としては大変問題があるのではないかとこのように思ひます。

この辺について村長、JRだけに任すのではなくて村もある程度の予算を持って対処してみてもどうかとこのように考えますけれども、村長の考え方をお伺いいたします。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） JR占冠駅、トマム駅の関係でございますが、占冠駅につきましては占冠村の玄関口としてのイメージを図るべく駅ホームの花壇整備や駅舎内のプランター整備を行ってまいりました。

またJR北海道より委託を受けて駅舎、トイレ清掃の臨時職員を雇い上げ、実施しているところであります。さらには両駅舎のトイレの環境整備について要望を行い、定期清掃の他、特別清掃が行われてきております。

占冠駅の無人化以降、住民の利便性を図るため臨時職員を配置しております、上下線8便に対応してきております。今後、これらについては継続してまいりたいと考えております。

なお駅舎の整備につきましては、基本的にはJR北海道にお願いしていきたくと考えてございます。以上です。

○議長（相川繁治君） 4番、長谷川耿聰君。

○4番（長谷川耿聰君） 質問事項で答えていない部分が大いぶあるんですけども、私は占冠駅の場合は花壇が確かに4つ、ただいま申し上げたとおり、それは植木やなんかは剪定されないとボウボウなんですよ、草取りもしてないんですよ、具体的に言いますと。そういうものの美化、それからもう一つは水洗トイレこれについてはあの、村も金を出して整備してはいかがかと、こういう質問をしたつもりでおりますけども、その辺について村長のお答えをお願いいたします。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） 村が設置してるプランター等の清掃については村がもちろん行っております。JR構内のものにつきましてはそういう状況であるのであれば、JRのほうに申し入れを行っていきたくと考えております。

それからトマム駅の水洗化でございますけど、これもJRのほうに要請しております。JRのほうからは、ひとつは水の問題がございまして水の問題と、あとトイレも換えていかなきゃならない、そうなる则大幅な駅舎の改装にもなるものですから、その費用負担はできないという答えをいただいております。

今の状態は非常に悪いことは承知されておまして、先ほど報告いたしました、特別清掃という形で、以前からみたらだいぶ匂いも、

トイレの中もきれいになってきているととらえております。以上です。

○議長（相川繁治君） 4番、長谷川耿聰君。

○4番（長谷川耿聰君） 私の言っているのは村を財政支出して、そして水洗トイレ作ってはどうかということ言ってるんですよ。こっちは駅も同じなんです。だからそれができるかできないかということ聞いているんですよ。

そして、もうひとつはプランターでなくて占冠の駅の場合は確かにあの、石積みした4つの庭があると思うんですよ。私行って見てきたんですけども、そこにあの締め松かなんか、五葉松系なんですけども植えてあるんですよ。ボウボウなんです。

確かにJRのほうの管理するのと、村の管理部分があるというふう聞いてるんですよ。確かに4つの庭があるんです。それから駅構内は草花植えるようになってるんですよ。いずれにしても手入れされてないんですよ。植木については伸び放題なんです。あれ以上伸ばすと大木になってしまうのでね、そういうものの整備をですね、やはり村の玄関口ですから、そのままぶっとばしておかないで、プランターやなんかそういう花とは違うんですよ、僕の言っているのは。そういうのを村でもある程度予算を出してきれいにしてはいかがですかということ伺っているんです。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） 駅周辺環境美化についてはもちろん村の持ち分、JRの持ち分あるものですからまずは、JRに関してはJRのほうに申し入れをしてまいります。

また、水洗化につきましては莫大な費用がかかります。駅の構造自体も変えなきゃなんというお話がありますので、そこを村が費用負担してやるということは無理な状況かとそ

のように考えております。以上です。

○議長（相川繁治君） 4番、長谷川耿聰君。

○4番（長谷川耿聰君） 村が財政負担するのは無理だ、これ以上聞いても無理かなと思うんですけども。

実は、新聞報道によるとやはり富良野市も財政を負担をして、駅周辺を整備したというものもあるもんですから、あっさり無理だと言わずにね、これは喫緊の課題としてやはり村の玄関口をきれいにするということについては多少の財政負担は惜しみないと思うんです。是非これは実現する必要があると思うんです。

それと花壇については村の持ち分があるので、やはりこれは木の剪定だとかは、できる人はたくさんいると思うのですよ。ボランティアでもなんでもいいから募ってやれば、そんなに財政負担しなくてもやれると思うんですよ。そういう手続きをやってきれいな玄関口を作ってはいかがですか。村長。もう一度答弁願います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） その思いは議員と同じでございます。ただ、美化に関しては同じでございますけど、トイレに関しましては非常に難しい問題だと私は思っております。

占冠駅もトママ駅も駅舎としての利用しか今はないわけです。これが、例えばですよ、町の中にあるのであれば、地域のコミュニティの場ということも考えて合わせて整備するという考えは出てくるかもしれませんが、今単独の駅舎に村が莫大な費用を投下して整備していき、そのような状況ではないと考えておりますし、これは基本的にはJRが行うべき案件だと思いますので、引き続きJRのほうには要望、要請してまいりたいように思っております。以上です。

○議長（相川繁治君） 4番、長谷川耿聰君。

○4番（長谷川耿聰君） 莫大な費用がかかるというんですが、どの程度かかるかちょっとわからないんですけど、時間の関係もありますので次に移らせていただきます。

質問3の(2)に最近不採算路線の廃線や駅の無人化に関係自治体が戦々恐々としている報道があります。私も他人事ではないと感じております。絶対に回避しなくてはならないのは、占冠駅に列車が停車しなくなることと考えますが、これについて村長いかがですか。お伺いいたします。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） お答えいたします。

9月30日にJR北海道が運転本数の大幅削減、それから駅の無人化廃止の方針を発表いたしました。JR北海道からは今回の減便等により石勝線については、本村への影響はないという説明がありましたが、根室線につきましては、トママからの利用者がいること、また村営バスとの接続等影響があることを伝えてきたところであります。

JR北海道の対応につきましては、北海道も動向を注視しており、また複数の市町村が対象となっていることから、関係機関とも十分連携を図っていく必要があると考えております。

今回の見直しを見ると、利用者が大きく関わっていると思いますので、JRの利用についての周知も図っていきたいように考えております。以上でございます。

○議長（相川繁治君） 4番、長谷川耿聰君。

○4番（長谷川耿聰君） それでは4番目の駅の利用客から、特に高齢者や足の不自由な方から階段の上り下りが大変なのでエレベーター等を設置・整備して欲しいという声があります。これについて村長の考え方を伺います。



○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） 占冠駅、トマム駅のバリアフリー化についてもJ R北海道のほうに要望を行ってきております。J R側からも状況については理解しているとそういうことでございますが、まだまだ先行してやらなければならない駅がありまして、すぐに取り掛かれる状況でないという回答を受けました。

村といたしましては、まずはやはり所有者であるJ R北海道に要望を行い、その次に村として何ができるか検討したうえで、具体的な対応を各関係機関と協議する考えであります。以上です。

○議長（相川繁治君） 4番、長谷川耿聰君。

○4番（長谷川耿聰君） なかなかエレベーターとなるとかなりの費用がかかります。つけられる確率というは何%くらいありますか。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） 当事者でないものから、何%という数字はここで申し上げるわけにはいきません。ただJ R側に要請した際にJ R側から占冠村より先行しなければならない駅がまだまだありますと、そういう話がありましたので、非常に可能性は低いのかなと考えております。以上です。

○議長（相川繁治君） 4番、長谷川耿聰君。

○4番（長谷川耿聰君） それでは質問の4番目の星野リゾート トマムについてお伺いいたします。ここに質問の主旨を簡略に書いてありますが、今回外国資本に株式会社HRTと書いてありますが、これは星野リゾート トマムの頭文字でありますので、星野リゾート トマムが買収されました。役員構成が変わることになりますが、村の施設にして、今後の対応・方針ということでございますが、若干これに注釈させていただきたいと思いますが、実は契約の履行により12月1日に上海豫園側

ですか、側に星野リゾートの株は100%譲渡されることが、12月3日の星野専務の説明で明らかになりました。これにより所有権は上海豫園側に移行されまして、役員も日本人1人、5人ですか。5人のオーナーが誕生するわけですが、日本人がその中で1人と。星野側からはどなたも入らないということでございます。

これにつきましては、新聞だとかテレビだとかの報道によっておわかりだと思うんですけども、村と星野リゾート トマムにはトマムの村有施設について2005年、平成10年ですか、30年間の賃貸契約が結ばれております。さらに2008年には平成24年9月30日を目途に施設売払いを約した合意書が結ばれております。

しかし、この合意書についてはまだ履行なく、6月の議会で調停の申し立てを決議し、授權事項による当事者の話し合いの途中で今回の買収が突然行われたということでございます。

行政側としては先般の全員協議会の席でも、粛々と調整を進めたいということでございますが、本日村長の行政報告によりますと、これは道新の12月11日の夕刊にトマム買収の会長、連絡断つという見出し、それともう一つは12月15日にトマム買収企業の会長が仕事に復帰ということで載っております。

さらに日本経済新聞の電子メールですか、中国のフォースグループ主席の郭氏ですか、うんぬんと書いてありまして、この記事を要約しますと、当初はいかなる借入契約も債務不履行は発生しない、健全であると強調されております。

そこでですね、私の聞きたいのは、こういうことがあったものですから、村長は調停を見合わすということでございますが、これはあくまでも相手側のことであって、契約も不

履行もしないで健全であると強調しておるので、これ相手方のことであって、予定どおり実施したらいかがですか。まずここをお伺いしたいと思います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） お答えいたします。議員ご指摘のとおり、いま事態が動いている、そのような状況でございまして、こういったときに行動をおこすのは混乱を招くと思っております、まずは情報の収集と推移を見極めることが重要である、そのように考えてございます。以上です。

○議長（相川繁治君） 4番、長谷川耿聰君。

○4番（長谷川耿聰君） いつ結論出かわからないんですけども、私はやはりこういう問題については、これはあくまでも相手側の会社の内部のことでありまして、ここでもって借入契約の債務不履行は発生しないと、健全であると強調しているうちはなんら関係ないので、だから私はあの上海、星野リゾートに対してやっぱり積極的にやるべきであるところのように考えております。もう一度ご説明をお願いします。

○議長（相川繁治君） 長谷川議員、ちょっと待ってください。今の質問はあの積極的に調停を進めるべきだって意味なのか、あるいはその話し合いを持つべきだっていうのか、そこらへんははっきりしてください。

○4番（長谷川耿聰君） 積極的に調停を進めるべきであるところのように思います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） 星野リゾートトマムを買収した中国企業、その親会社のフォースングループ、事態がいま動いています。そういったときに行動を起こすのは混乱を招く、そのように考えておまして、これからは、やはりその動向を注視しながら、もちろん弁護

士とも相談し、申立てのタイミングを検討して、この時期というところが見えてくれば、議会の皆さんにご相談申し上げて調停を進めていきたいと考えてます。以上です。

○議長（相川繁治君） 4番、長谷川耿聰君。

○4番（長谷川耿聰君） それでは、次に2番目に書いてありますように、平成24年9月30日に施設が買収された場合に、村の収入される固定資産税ですか。その総額はいかほど推定されますか。私はこれが村の損失にならないのか、これについて村長の考え方をお伺いいたします。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） お答えいたします。

村有施設は村が所有の物件であることから、当然固定資産税が課税されません。したがって、ご質問の買収期限で税額を推計することはできないと思っております。

また、仮に買収による税額が確定したといたしましても、納税義務者以外にその情報を公表することはできませんので、その点をご理解をお願いいたします。以上です。

○議長（相川繁治君） 4番、長谷川耿聰君。

○4番（長谷川耿聰君） これは私、6月にもこの問題をもって質問したんですけど、村長は何をもって損害を被るかということの、それだけの答弁でございました。

売買が成立したら固定資産税が発生するのは当然です。これはあの合意書に24年の9月30日と書いてあるんですよ。ここで売買が行われていれば、当然固定資産税が発生するのは当たり前のことなんです。僕は額面を聞いてるわけでも、額面は聞いたんですけども、それは個人情報だということから言えないということから、それは仕方ないとしても、そうすると今までのびのび、のびのびになってきて、現在にいたってる場合は、当然買収が終わってれ

ば固定資産が発生する、その分だけ村は何らかの固定資産税が村に入ってこないというとは、これは収入減になるんですよ。ここに損害が与えられるんですよ、村で。これ誰が見ても、誰が聞いても同じことだと思うんですよ。だからそれで私はあの、村の損失にならないのかと伺ってるんですよ。これ重大な問題ですよ、これは。それが個人情報だから固定資産の額も言われなければ、損失にもならないんだというような答弁っていうのは絶対に通らないと思うんですよ。もう一度、村長、丁寧に教えてください。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） 合意書には平成24年9月に売買の目途という契約の内容になっております。ここで議員がおっしゃる売買がされた場合という仮説もですね、そういうことで組み立てていくこともできない、私はそのように考えております。

あくまでも売買するという約束ではなくて、時期については目途という言葉を使っていますので、それがいま伸びていると。それが損失になるのかということですけど、その目途をどうするか、いまやっているとございまして、そこには契約も成立しておりませんので、損失には当たらないそのように考えているところです。以上です。

○議長（相川繁治君） 4番、長谷川耿聰君。

○4番（長谷川耿聰君） 確かに星野専務も言うておりました。目途だと。目途っていうのは何十年も後でいいのかっていうことなんですよ。少なくとも6月の議会では調停裁判をしようとして議決されているんですよ。そうすれば、村の損益を考えると一刻も早くこの問題は解決しなきゃならん。しかもこの問題が起きなければ、平成29年まで延ばしていただきたいということで、それが足りないもんだ

から30年から31年まで延ばしてくれ、目途だから何年も延ばせてっていうことにならないと思うんですよ。

だから、村長は目途だからって、いつまでを目途にしてやりたいのか、相手が返事してくれなければ、このまま永遠と目途だ目途だって延ばすもんか。

村民のみなさんは非常にこれについては不満を持っていますよ。だからいいかげんにこのへんは、はっきりしなきゃだめだと思うんですよ。もう一度、説明してください。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） トナムリゾートが星野リゾート トナムに運営が移行したとき、村は3つの課題を抱えて取り組んできたところでありまして。1つは、タワーの修繕費。それからもう1つは共有持分、タワーの共有持分ですね、それと売買と。この3つを村ではいち早く処理したいということで、この間星野リゾート トナムとは、協議を重ねてきたところでありまして。

この間、星野リゾート トナムからは温泉施設を作りたいので、国有地を何とかしてほしいという提案がありまして、それを優先したほうが次のステップに行きやすいという判断がありまして、今度は村としては国との交渉、これが約1年近くかかっています。

村としては星野に対して、早く購入してほしいと。星野も、村はああいう観光施設を持つべきものでない、そういう内容で合意するもんですから、そこは遅滞なく星野と交渉してまいりました。

目途がいつなのかというのは、これはやはり相手方があります。星野には、じゃあ延びるんであればそれなりの理由を説明してくださいということで、この間交渉してまいりまして、ようやく行政報告で申し上げましまし

たけど、今年の10月30日に村が提案した修正、星野から村の合意書、村が提案した合意書がその内容でいいですよということになって、星野からもようやく10月30日に再修正資料といえますか、これは議員にもお示ししましたけど、そういった資料が提出されて、12月3日の全員協議会においてこの資料の説明を受けて、新たな合意書の締結に向かう予定をしていました。

ですから、村といたしましては、この間売買に向けて積極的に、ここは星野と協議してきたという内容をご理解いただきたいと思います。以上です。

○議長（相川繁治君） 4番、長谷川耿聰君。

○4番（長谷川耿聰君） 村では星野リゾートのほうには、相当誠意を持って接していると思うんですけども、交渉計画から見ると星野側はそれに答えてない一面があると思うんですよ。何らかの理由で引き延ばし、引き延ばし作戦っていったら悪いけど、何らかの理由で引き延ばす。だから村としては、臨時議会まで開いて開拓財産の取り下げだとか売買だとか、温浴施設を作るからそういうことで、臨時議会まで開いて星野リゾートのほうには便宜をはかったつもりですよ。それに星野リゾートははっきりいって答えてないような気がするんですよ。

なんぼ目途だって言っても、誠意をもった対応しておればそういうことにならないと思うんですよ。たまたま今回その新聞で会長さんが失踪したというものがでてしまったんですけども。

だからやはり、私はあの絶対的にどなたが考えても履行遅滞となるのではないかというふうに考えられます。

履行遅滞というやつはこれは、これを解決するにはやっぱり損害賠償だとかそれから遅

滞賠償、契約解除という問題がでてきますよ。

だからどっかの時点で村長、勇断を持って決断しんと、いつまでもこんなことを、ずらずらずらやっとなんか、解決は一切つかないと思うんです。やはり最終的には裁判かけてでもやるんだというふうに意気込みでやらなければ。

今までの流れからみて村は星野に、もう一度言いますが誠意をもって対処しているけども、星野はなんらかの理由でずらずら延ばしてきている。私は誠意がないというふうに考えます。このへんでやはり村長ね、失踪事件があったかも知らんけど、勇断をもって僕は取り扱うべきだというふうに考えております。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） 星野リゾート トナムに対する感情といいますか、多くの方がそういうことを思っていると思いますし、村といたしましても、これまで本当コツコツと積み上げてきたものが、あのニュースで一変したわけですから、信頼という面では今までからみたら信頼できない、そういう感情を私は持っています。

ただ売買の件に関しましては、調停をどの時期にするのかは推移をみたいわけですけど、調停をしないということではございません。ただ今がする時なのか、そういった時期の問題ととらえております。以上です。

○議長（相川繁治君） 4番、長谷川耿聰君。

○4番（長谷川耿聰君） 次々と村の誠意に対して星野の誠意のなさというのは信頼関係のもとで今まで、村長も申し上げたようにやっとなんか、信頼が失われた以上はやはり村も強い姿勢でもって対応するべきであると。これもあまり時間をかけずに、やるべきであるということを私は申し上げたいと

思います。

村長そのへんについて、いつ頃までに弁護士による内容調査、行政報告であったようにいつ頃までに内容調査を行ってして、どういふことをやるかという方向性があればお聞かせ願いたいと思います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） 村といたしましても、情報収集に一生懸命やっております。国の機関でいえば外務省ですとか、経済産業省、そういったところへも照会かけておまして、ただ中国というお国柄、なかなか情報が外へでないとか、企業対企業の取引なものですから、そういった面からも情報は得づらいつつといった状況です。

ですからあの、先ほど言いましたように、この事態が収拾、どのへんで付くのか分かりませんが、ある程度、見通しがついた段階で村は調停を申し立てると、そういうことになろうかと思っております。以上です。

○議長（相川繁治君） 4番、長谷川耿聰君。

○4番（長谷川耿聰君） そこでですね、私なりに判断したんですけども、企業対企業の株の取引ですから、これは183億円ですか、これトマムの星野リゾートと星野リゾートの持っている株です。星野リゾートは20%ですか、あと80%は外国資本が持っている。この全額が中国の資本に買収されたと。

トマムの全体の土地を見渡しますと、村の持ち分は40%あるんですよ。星野の持ち分は60%あるんですよ。そうすると、ここでもって60対40ですから計算すると60%のほうは109億ですか、40%が73億ですか。こういうことが理論的に言われると思うんですよ。

村で売買するのは建物が1000万円で土地が100万円なんですよ。そうすると、もっともつと村の土地、建物に値があるというふうにか

えますが。

もう一つ、碎いて申し上げますと、別な計算も成り立つかと思うんですけど。星野の持っている株は20%で外国アメリカの企業が持っているのが80%です。例えば星野の取分が20%と仮定すると36億円、36億6千万ですか、そういうことになるんですよ。これをさらに60対40で割ると、かけると40%のほうは14億、60%が21億なんですよ。

いずれにしても、100億単位の資産の価値があるというふうには判断されるんですけども、この売買にあたってこういうことを考慮に入れて、村長、今後の交渉にあたるかあたらないか、そのへん伺っておきたいと思います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） 1つ合意書の中では、土地いくら、建物いくらという形で金額を明示して契約してございますので、そこは契約に従わなくてはならないとそのように思います。以上です。

○議長（相川繁治君） 4番、長谷川耿聰君。

○4番（長谷川耿聰君） だから私が言うようにこれは契約不履行ではないかと。契約不履行の場合は取消してもう一回やり直すという方法があるはずなんですよ。

だから目途という言葉が前面に出して、いつまでも目途だからって先延ばしすることになったら、いい加減にこのへんはピリオドを打たなきゃならんのですよ。そういう考えも絶対起きてくると思うんですよ。

だから莫大な損害が村に発生するような気がするんですよ。そのへんについて村長、どう考えますか。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） 何回も申し上げますけど、村としては先延ばしをする考えは1つもございません。調停のチャンスをみて調停

を起こしますけど、調停の内容によっては裁判と、そういう道もあるかとは思いますが。ただ今は、契約に従って物事を進めていく、調停に向かって進めて行きたいとそうように考えております。以上です。

○議長（相川繁治君） 4番、長谷川耿聰君。

○4番（長谷川耿聰君） これから進む道ですから、予想のことを申し上げとつてもしょうがないんですけども、万が一裁判になつてですね、この契約が取消しという事態になつたらそういうことも考慮に入れながら、交渉にあつたほうがよろしいかと、このように申し上げておきたいと思つています。

次に、村の土地と施設が外国資本に間接的に買収、これは最終的には買収されると思うんですけども、住民の不安は大きいものがあります。また、リゾートエリアに付帯する村有林等、これ外国資本に買い占められると私は危惧しております。

これについては、リゾート地に付帯する村有林等は単なる土地売買の取引上の問題ではなくて、森林に付帯する貴重な水資源の保全が考えられます。このへん村長どのように考えるか。

これは村有林を売るとか売らんとかという問題は、私が感じている事でありまして、これについては、外国資本の土地売買の狙いは将来予測される水資源の確保にあるというふうに私は伺つております。

そこで参考までに水資源、山と土地と水資源の考えで、私自身調べてみたんですけど、ニセコ町では水資源の拠点が外国資本の買い占められることを回避するために、北海道とともに条例を制定して規制しているというふうになっております。村においても貴重な村有林、村有地の売買にあつて十分にこのへんを検討しなくてはならないと、このへんを

私は申し上げて行きたいと思つています。

森林の有する水資源、水源涵養機能つてやつは、これは安全で、安心して水資源が確保されなければなりません。水資源の保全のためには適正な土地売買が必要と思つていますので、このへん十分気を付けて今後の外国資本との協議にあつていただきたい。このように考えておりますので、村長の考え方をお伺いいたします。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） お答えいたします。議員おっしゃるとおり、大変そのことに関しては村としても、憂慮しているところであります。

ニセコ町が先進事例であることから、ニセコ町へ状況を聞きに行くと、そういったことをしながらですね、村もそういった水源を保全するような条例を作つていきたいと思つておりますし、トマムリゾートのエリア内には国有林もあるもんですから、そこは国有林とも連携を取りながら物事を進めてまいりたいと思つております。以上です。

○議長（相川繁治君） 4番、長谷川耿聰君。

○4番（長谷川耿聰君） ぜひそのように、これ中国資本の土地売買つて恐ろしいものがありますので、ぜひそのような方向で進めていただきたいと思つています。

ちょうど12時になりましたので、これで私の質問これで終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（相川繁治君） ここで午後1時00分まで休憩いたします。

休憩 午前11時58分

再開 午後1時00分

○議長（相川繁治君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を行います。5番、山本敬介君。

○5番（山本敬介君） 議長のお許しを頂きましたので、一般質問いくつかさせていただきますと思います。

まず、プレミアム商品券の事業です。現在も行われております。もう販売は終了しておりますが、現在も行われておりますプレミアム商品券事業です。

村の商工業の活性化事業として商工会の補助という形で長年続けてきております。私も手元にあった資料では2003年からの資料がありました。そこからわかっているだけでも12年間に渡ります。当初ですね2003年、2005年は夏と冬と年2回やっておりました。2006年から2014年、昨年までは年に1回実施をしております。ただ2009年の4月に定額給付金、当時の麻生内閣の1万2千円の給付金があって、それに合わせたプレミアム商品券事業としてのイレギュラーでやっておりますが、昨年まで9年間は、ほぼ年に1回ということがありました。

長年続けてきたわけですけども、昨年までの総括とかどういふふうに行行政がとらえてらして、どういふふうを考えているのかということまずお伺いしたいと思います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） 山本議員のご質問にお答えします。

事業が始まった経緯であります。17年前の平成10年12月に商工会と農協の連名で村に要望書が提出され、補正予算を組んで販売総額1千万円、プレミアム率20%で12月25日より販売が開始されたのがはじまりであります。

当時の事業目的でございますが、村内の小規模事業者の経営が厳しく、村外への購買力流出を食い止めるべく緊急対策として要望が行われました。

総括でございますが、17年間取り組まれて

きた同事業の目的は、現在も、現在に至っても大きく変わるものではありません。村内消費を喚起し、商工業者振興を図るとともに、村民の生活支援に資する効果が期待されております。同事業がもたらす、この17年間の経済効果として、プレミアム分に関わる村の補助金が約3500万円投下され、村内において約2億円の村内消費効果をもたらしたものと考えております。

またスタンプラリー方式による波及効果や参加商店独自の割引サービス提供など、事業者の自助努力がみられ、同事業の継続が図られてきたものと考えております。以上です。

○議長（相川繁治君） 5番、山本敬介君。

○5番（山本敬介君） 17年間続いてきたということでもあります。そうですね、商工会のほうもですね、一部の業者さんにそのチケットが集中するということ回避するためにスタンプラリー形式をとって、最近ではそれを楽しみにしていただいている方も多と思います。

ただ、近年ですね、やはりトマムで購買するところがないということで、トマムでの販売が少し少なくなってきている、そういった側面はありますが、様々に微調整をしながら、やってきていると理解をしています。

数年前にですね、あの行政のほうから確認のハガキを出してしまして、それによってより公正な配布ができていふふう理解しておりますけども、今年度は国の方針がありまして、全国でプレミアム商品券をやろうということで、今まで行ってきていなかった自治体も実施をしております。

今回久しぶりに夏と冬2回、6月1日から8月30日が1回目、冬が今11月2日から2月1日までと。合わせますと6ヶ月間になりますので半年間、村内の消費をつなぎとめる事

業が行われているということになります。

先ほどもありましたけども、今年だけで言いましても、2937万5千円という消費を、約3千万の消費を村内にとどめ置いたということになります。

久しぶりに夏と冬開催したわけなんですけども、これについて今年の冬については途中でありますが、村長がどういうふうに経済効果を理解しておられるかお伺いしたいと思います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） お答えいたします。今年度の事業につきましては、国からの財政措置があり、村といたしましても消費喚起、生活支援型交付金事業をプレミアム商品券発行事業に全額充当したことにより大きな経済効果となったものと考えております。

金額面では議員ご指摘のとおりですが、事業者からお話を聞いた中では、今まで来なかったお客さんが来店したり、いつもより高単価なものを購入されるなど、プレミアム率25%と購入上限金額5万から10万、このように引き上げた効果が表れたものと考えております。

冬期間利用がまだ残されておりますが、今年度は販売日もひと月早め、さらに利用期間を3カ月間拡大したことが、好調要因の1つと考えております。これまで総じて夏場の販売がうまくいかなかったわけですが、今年度事業に関しては夏の評価も高く、冬も12月を待たずに販売が終了する盛況ぶりでした。

こうした効果を発揮できたのは村の意向にくんでいただいた実施団体である商工会の創意工夫とお力沿いによるものであります。今後もさらに連携を密にし、関係者のご協力をいただきながら商工業振興を進めてまいります。以上でございます。

○議長（相川繁治君） 5番、山本敬介君。

○5番（山本敬介君） 今年度も非常に効果があったという感想というか、いただいたわけですけども、今年は先ほど村長からもありました、国から春については249万円交付金をいただいて、北海道から62万2500円をいただきました。春は村からの補助金が30万円ということでした。冬については国から251万円、道から55万2500円という交付金をいただいて、この事業25%で実施をしております。

次年度ですね、これだけの効果のある事業ですだからぜひ続けていただきたいというふうに思いますが、まだ国の方向が見えませんが、次年度も同じような交付金があるかどうかというのは現在わからないというふうに思うんですが、これほどうちの小さな村、小さな経済圏の中で効果のある事業ってなかなか難しいと。様々な事業があってももちろん商工会に対していろいろなアプローチをしながら、援助とかしていくことが必要なんですけれども、このプレミアム商品券事業っていうのは歴史もありますし、効果も実証されていると。夏、冬今回10万円ずつの上限としました。それもあって売り切れも早くなっている。

村としてですね次年度以降この事業をどういう形で続けていかれるか、そのあたりの方向性で考えていること、どういうふうに考えているかを伺いたいと思います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） お答えいたします。

議員ご発言のように、国の動向はまだ分からないわけですが、この事業は村費投入の4倍から5倍となる経済効果をもたらしております、確実に地域内での消費が実現する事業であります。とりわけ本村は人口が少なく商工業活動が厳しい地域であります



ので、参加店の自助努力もいただきながら、次年度も可能な限り年2回実施する方向で考えております。

なお財源もともないますが、この事業に限ったことではありませんけど、常に補助金や有利な起債を手当てすることが財源の健全化につながりますので、新年度予算策定作業の中で判断してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（相川繁治君） 5番、山本敬介君。

○5番（山本敬介君） 次年度も年2回やりたいという意向を伺いまして、商工業応援するうえでは非常に大きいかなというふうに思います。

今年は25%と、国と道と出していただきましたのでこういう額になりました。上川管内でも、例えば音威子府ですとか東神楽だったかな、30%というプレミアム率でやってる自治体もあります。昨年までは村から250万円という補助金をいただいて20%ということでしたが、今年も25%というのはかなり村民にとっては大きいパーセンテージで、それが理由で夏も好調に売り切れたという側面もあると思うんですね。

率についてですね今、村長どのように考えているかお伺いしたいと思います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） 今までずっと20%でやってきておりまして、25%というのは非常にインパクトのある数字だと考えております。

ただこれを来年度も継続するか否かにつきましては、先ほど申し上げましたように国の動向も勘案し、新年度の予算編成の中で考えてまいりたいそのように思っております。以上です。

○議長（相川繁治君） 5番、山本敬介君。

○5番（山本敬介君） それでは、次の質問

に移っていききたいと思います。

道の駅の満足度の向上をということです。道の駅の入込状況ですね。2011年の10月に占冠から夕張間が開通して4年余りが経過しております。2011年から現在までの入込状況についてお伺いしたいと思います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） 答えいたします。

平成23年度は69万3079人、平成24年度は37万4619人、平成25年度36万9072人、平成26年度37万2431人です。平成27年度は4月から11月までの8カ月間で30万9853人ですので、前年と比較するとマイナス2%になっております。以上です。

○議長（相川繁治君） 5番、山本敬介君。

○5番（山本敬介君） 今村長から数字を言っていたいただきましたが、平成23年はこれは高速道路が途切れていたということで、本当にバブルのような状態であります。それから、ほぼ横ばいということで、今まで推移していると言えらると思います。多分これはですね、もっと以前にさかのぼると健闘している数字かなと、私はみておりますけれども。

道の駅はいうに及ばず、村の顔としてその役割を果たしているというふうに思います。まず観光客の方も道の駅を目指していく、私たちも他の市町村に行ったときは、まず道の駅に行ってみようということで道の駅に行きます。そこで売られているもの、その接客態度、この村の情報、そういったものを道の駅で見ることによって、本来は長く関わらないとわからないですけども、その地域の特性、特徴、雰囲気を感じ取ることができる場所だと言えらると思います。

ということは、占冠における道の駅というのは本当に占冠のことを見ていただくことによってですね、非常に重要な場所だと。これは観

光客だけに留まらず、例えば「北海道に住んでみたい」「今度占冠にうちの夫が勤めることになった」、そういった人が、まず道の駅に来てどんなところだろうというふうに眺めると、そういうことが予想されるわけです。

そういったことはみなさん理解されていると思いますが、その重要性をどういうふうに村長理解されてるかお伺いしたいと思います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） 私も他の町に行きましたら道の駅にできるだけ寄るようにしております、道の駅に行きましたら売ってる物、接客等、そのまちの縮図みたいなものを感じるときがあります。

そういったことから、道の駅は単なる人が集まる場所とか、そういったものでなく、その市町村の縮図のようなものと考えております。以上です。

○議長（相川繁治君） 5番、山本敬介君。

○5番（山本敬介君） その地域の縮図である道の駅がどういうものであるかというのを判断する、しようってなかなか難しいですね。

いろんなところで民間もあったりですね、開発局であったり、道の駅ランキングというのも出したりしています。

ちなみに開発の国土交通省で出している、平成26年の道の駅ランキングってのがあるんですけども、トイレがきれいに感じた道の駅、ゆっくり休憩できたと感じた道の駅、道路や天気の情報提供が充実していたと感じた道の駅、地域や観光の情報提供が充実していたと感じた道の駅、景色がきれいだと感じた道の駅と。こういったのがランキング10位まで発表されているんですけども、残念ながら占冠の道の駅はどのランキングの10位にもはいっていないという現状であります。

ランキングが上だと全てが良いということ

ではありませんが、これも1つの指標になるというふうに思っています。

あと、やはり地域の側からその施設の状況を判断していく、その指標としてお客様の満足度調査というものがあります。これは、様々な形で実施することができますが、一番わかりやすいのはアンケート調査ということになってくると思います。

村内のリゾート施設では、詳細な満足調査によって常にユーザーの声を拾い上げて改善をしています。これについては、リゾートの運営企業だけでなく、そこに入っているテナントも厳しく求められています。具体的にその月の前半と後半に分けて満足度調査をしている。それが改善されたかどうか、クレームがどういうクレームが何件あったかというのを一覧にして発表して、それをその店舗に伝えるだけでなく全体で把握をして、競争してもらってる。そういう現状があります。

村内にそういうノウハウが存在していますので、道の駅でもこういうことをやっていくべきだというふうに私は思うんですけども、今まで道の駅でこういった調査されたことがあるのかどうかお伺いしたいと思います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） お答えいたします。

富良野・美瑛広域観光推進協議会がございまして、その取組みの中で観光圏域内の1施設としてアンケート調査を実施しております。

ただ、うちの道の駅独自の取組みは実施しておりません。以上です。

○議長（相川繁治君） 5番、山本敬介君。

○5番（山本敬介君） 占冠のような小さな地域では、なかなかその地域内で指摘をしてそれを改善していくっていうのが難しい状態です。多分、住民のみなさんも道の駅に出入りして気になるところとか、いろいろあると

思うんです。それを直接指摘するのも難しい。それをどうやって改善していったらいいかっていうのは、小さい地域ならではの難しさがあるというふうに思っています。

ただ現在、村長おっしゃった富良野・美瑛の広域観光圏これは、日本の中で特質される観光圏、代表的な観光圏ということですから、千歳空港からの最初の入口の施設という位置付けでありますので、高いサービスのレベル、質の高い食事のレベルそういったものが求められていくんだと思います。

国の施策で観光客、これから倍にしていこうという動きです。これについては順調に伸びてきているというふうに理解をしています。海外からのお客様も非常に増えていっているという状態です。そういう中で、うちの占冠の道の駅、施設管理は今担っていただいています、NPO法人占冠村づくり観光協会、そして商工会とも連携をしているんな施策を打っていく必要があるんじゃないかなというふうに思っていますけども。

今後その施策を打っていくための資料としてアンケート調査等を実施する考えがおりかどうかお聞きしたいと思います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） アンケート調査の必要性については、必要であると考えております。実施するかどうかにつきましては指定管理先であります、観光協会とも十分協議して進めてまいりたい、もちろん商工会の会員もいらっしゃいますので、商工会それから観光協会含めて協議してまいりたいとそうように思っております。以上です。

○議長（相川繁治君） 5番、山本敬介君。

○5番（山本敬介君） さっきも申し上げたように小さな地域であるがゆえに、なかなか自分たちで指摘し合って改善していくって

うのが難しい側面があるんですよ。

観光協会についても、道の駅を管理運営する立場としての側面と観光協会として改善していく側面というのでも出てくると思うんですね。なので、行政が少し先頭に立って、そういった仕組みづくり、良いところは評価をしていただく、悪いところは指摘をしていただける、そういった仕組みづくりを是非観光協会、商工会と協力をしながら作っていただきたいと思いますというふうに思っています。

最後になりますけども、やはり道の駅の満足度を上げていこうとすると、そこの中に入っているテナント、そして観光協会、地域住民がいろいろ手を携えて知恵をいろいろ出しながら、どうすれば満足度あげられるだろう、どうすればまたリピートして来てもらえるだろう、そういったことを考えていく必要があると思うんですが、道の駅で今までそのテナントで組合を作っているんな調整をしていたのが解散されたというふうに聞きました。

この件について行政側でどういうふうに把握をしていて、今後どういうふうにしていこうと思ってるのをお伺いしたいと思います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） お答えいたします。

顧客満足度を高めていくには議員ご指摘のようにサービスの資質向上が不可欠であると考えています。そのことから先ほど言いましたように、関連する機関とそこは連携しながら高めていくための方策を考えていきたいと思っています。

それからテナント組合の件ですが、ショッピングモール管理組合のことかと思えます。平成26年1月21日の管理組合定期総会をもって解散しており、事実でございます。組合解散にともないまして、各店舗の管理につきま

しては指定管理者が引き継ぐことで、現在まで観光協会がその任を担っております。以上でございます。

○議長（相川繁治君） 5番、山本敬介君。

○5番（山本敬介君） ショッピングモールの管理組合が解散したということで、それまではその中でいろいろ取り決めをして調整をしていたというふうに思うんですけども、今はそこを観光協会のほうで担っていると。

これ観光協会とその各テナントが一軒一軒、直でいろんな調整をしていると理解していいでしょうか。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） 全体を統括するような前のような管理組合がないものですから、そのように理解してよろしいかと思えます。以上です。

○議長（相川繁治君） 5番、山本敬介君。

○5番（山本敬介君） 権限として、そのテナントに指示をすとか、指導をすとかそういう権限は観光協会にあると考えていいですか。お伺いします。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） 苦情に関しては、こういう苦情があるから改善してくださいと、そういったことで改善に対するこう指示になるのか、指導になるのかわかりませんが、そういった情報は各テナントに伝えられていると理解しています。以上です。

○議長（相川繁治君） 5番、山本敬介君。

○5番（山本敬介君） 現状はちょっとわかったんですけども、やはりある程度その一つ一つの苦情とかクレームに対する対応するのはできるんでしょうけども、何か全体の質を上げていこう、全体をこうしていこうというときには、やはり権限があってそれを取りまとめていくっていうことが必要になってくる

んじゃないかなと思いますし、観光協会が行きがかり上っていうか、流れの中でそこ担ってくださっているのかもしれないんですけども、ここは行政がしっかり先導して、それができるような仕組みづくりっていうのをしっかり作って行って、そしてユーザーの声をしっかり汲み上げて、それが満足度向上、質の向上につながるような仕組みづくりをしていくべきだと思います。最後にそのことについてお伺いします。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） 村へも直接、苦情等来ますので、どういったことができるのか十分関係者とも協議してその仕組みづくり、できるかどうかわかりませんが、そういった方向に向かって検討したいと考えております。以上です。

○議長（相川繁治君） 次に6番、五十嵐正雄君

○6番（五十嵐正雄君） 議長の許しを得ましたので質問いたします。

小規模多機能居宅介護施設のことについて、絞って質問していきたいと思えます。供用開始してから9カ月入ってきているわけですけども、この施設を作るときに賛否両論がありまして、なかなか当初予定より施設の建設、着工が遅れたという経過があってこの施設ができました。住民の中にもですね、いろんな意見等もありましたけれども、ここが出来てからなんとか9カ月が過ぎようとしてる中で、施設を利用している人、家族の方々からは、この施設ができて本当によかったと、こういう声も実は聞こえてきているところです。

この間9カ月の間の利用状況、通いとか通所、在宅介護、それから泊まり、これらについての利用状況についてまず伺いたいと思えます。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） 五十嵐議員のご質問にお答えいたします。

小規模多機能居宅介護施設「とま〜る」の利用状況について、11月の実績でございますけれども、通いが延べ213件、在宅介護が延べ143件、泊まりが42件の利用実績となっております。以上です。

○議長（相川繁治君） 6番、五十嵐正雄君。

○6番（五十嵐正雄君） 先ほど言いましたようにですね、今やっと住民の中に少しずつこの施設の良さが定着してきているという状況だろうと思います。今、村長から報告のあった11月の実績についても、かなりの数字に上っているというふうに思います。

この施設を供用開始する前の議会の中で、この供用開始にあたって社会福祉協議会とか、それから関係する役場等、定期的な話し合いを持って、お互いに連携を図って施設の運営をしていくべきであるというようなことをしてきております。この間、社会福祉協議会や村等の話し合いが何回行われて、対応してきたのかそのへんについて伺います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） お答えいたします。

会議等につきましては毎月1回定例で社会福祉協議会、村、保健福祉課それから村立診療所の職員によりまして、1回の地域ケア会議を開催し、各種サービスの実施状況や日々変化する利用者の検討、協議、報告事項等の調整を行っております。

また、施設運営推進会議というのがございまして、これまで3回開催しております。利用者家族からも施設運営に際しての要望やご意見を受け、適切な運営サービスを提供できるよう努力しているところでございます。以上でございます。

○議長（相川繁治君） 6番、五十嵐正雄君。

○6番（五十嵐正雄君） 毎月1回、定期的に開催しているし、その推進会議なんかも3回ほど開かれて、それぞれの課題や問題点等について共通認識で取り組んできているという状況ということで理解しました。

問題は、全国的に福祉施設で働く人たちが大変不足しているという状況にあります。本村でも、この施設の利用拡大11月の実績をみてもわかるように、認知度も上がって施設利用者が増えてきているという現状であります。しかし職員の配置でサービスを維持していくということになると、現状1人ひとりの負担が大変加重になるという状況も出てきております。シフトを組むにしても大変な状況であるというふうに聞いております。

臨時職員等の募集もしましたが、募集人員に達しないと、こういう状況の中で、やっぱり高齢者の福祉サービスを、現状いる職員の中でなんとか維持していこうこうということがあるわけです。

そういう中で、なかなか臨時職員も応募してこない、働くの場に就いてくれないという状況ですから、きっと現状は職員の配置やシフトを組む段階で大変な状況になっていて、1人ひとりの働く人たちが労働過重になっているというふうに認識しています。このへんについて村長はどのように捉えているのか伺います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） 人の問題でございますけど、施設の定員数でございますが、当初開設当初は20人ございました。それから利用希望者が増えまして、現在24人に増加されたため職員数も12人から2人増加され、現在は14人体制としております。

議員ご指摘のとおり介護福祉職場で働く職

員につきましては、泊まり勤務による変則勤務の実態にあることから、大変な状況にあると考えています。今後におきましては、負担軽減策を講じながら、職員間の意思疎通も図ってまいりたいと考えております。以上です。

○議長（相川繁治君） 6番、五十嵐正雄君。

○6番（五十嵐正雄君） 今の村長の答弁にもあるように、やはり現状は大変厳しい中でやっているということなんです。

介護職場の中でけがをしたり、病気をしたりそういう中で休みに入ってしまう、そうするとその途端、その日から人員配置が大変難しくなって、何人かの人に多く負担がかかるという状況が出てくるのは目に見えてるわけです。そういった意味で、ぜひ本村の中でやっぱり介護に携わる職員の人材育成というのを、これからもより進めていきながら、できるだけ1人ひとりの職員に負担のかからないような職場にしていかなければ、せっかくこの村で高齢者福祉に働いて貢献していこうということで、他町村や元住んでいた人がこの村に帰ってきて、そういった職場に今いるわけですが、働く労働者の身体の状況が具合悪くなってしまうと、結果的に職場を去らざるえないという状況を、なんとしても今の早いうちから手を打って食い止めていって、優秀な、こういう小さな村に、高齢者福祉のために自分を捧げようという人たちが今いるわけですから、ぜひそういったこの村を去るようなことを避けるような体制っていうのを、これからも作っていかなくてはならないというふうに考えています。

定期的に月1回の会議、そういったものも持たれているということなんですけども、問題は職場の中で働いている人たち1人ひとりの声がちゃんと活かされて、その中で、みんなどう問題を解決していくのか。社協の中

でそのことが解決できなければ、村のほうに定期的にやってるってことですから、その声を上げてくると、そういった形をお互いにできるような体制を作っていかななくてはならないと思っています。

村、それから社協、病院関係含めて高齢者福祉に関わる人たちのお互いの連携を深めながら、そういったことで村の福祉施策を進めていくということを、ぜひ作っていかねばならないというふうに考えております。問題点や課題を解決していくためには、どういった取組みを含めて協議会の質の問題等々を変えていく必要があるというふうに思っています。このへんについて村長の考え方を伺います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） お答えいたします。

今年4月からの運営ということで、いろいろな問題、課題そういったものが指摘されています。また、登録者の数も今24人ですけど、そういったことも今後、多分話題になってくるんじゃないかと思っています。

そういった小さい問題から、大きい問題まで村、それから社会福祉協議会そういった関係者で常に問題点、課題を共有しながら解決できるように取り組んでいきたいとそうように考えております。以上です。

○議長（相川繁治君） 6番、五十嵐正雄君

○6番（五十嵐正雄君） より綿密に、問題点や課題それらについて、1人ひとりの職員の抱えている状況等々含めて、これから進めていくんだろうと思います。

春に募集した臨時職員の問題については、今現状職場の中でいろんな病気とか仕事上で体を悪くするとかいろんなことが、現状起きてきているわけですよ。それはやっぱり少ない人員に対する中で、そういった働いてい

ることによって起こる職場のいろんな問題点、そういったものがでてきているわけですから、やはり村も将来的なことも含めて先々考えれば、できるだけ村内で介護に携わる職員の人材育成等々を含めてやっていかななくてはならないと。

幸いにして富良野の人材センターは介護職員の講習、そして資格取得とこういうこともやっております。ですから、これからますます、高齢者が増えてくる状況の中では介護職員の自賄というのが必ず必要だというふうに考えています。

そういったことから考えれば、例えば富良野へ行くための交通費の補助だとか、助成だとか、それから講習料の助成だとかそういったことも含めて全体的に人材を今のうちから備えておくための施策も、ぜひ作っていかなければ、現状いる人たちに大きな負担がかかってしまうということになりますので、そのへんについて村長の考え方を伺って終わりたいと思います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） 介護または看護に当たる職員というのはどこの介護施設でも少ないという状況が報告されています。村におきましてもそういったことを解決するにはやはり人材育成が必要と考えておりまして、まずは資格取得のための施策というものを考えてみたいと思っております。以上です。

○議長（相川繁治君） 次に2番、木村一俊君。

○2番（木村一俊君） お許しを頂きましたので最後の質問をさせていただきます。

12月の広報によりますと10月末の住民基本台帳登録数は外国人の方を除き1117人でありました。いつまでもこの村で安心して暮らし続けるための施策が求められております。そ

のために重要な医療、介護についてのお考えをお尋ねいたしたいと思います。

現在の診療所のお医者さんは今年度で契約が切れますので、来年4月から勤務していただくお医者さんを探さなくてはなりません。

確か12月6日でしたか3人目のお医者さんとの面談があるとのことでしたが、まずその反応というか結果がいかがだったのか、そこをお聞きいたしたと思います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） 木村議員のご質問にお答えいたします。

3人目のお医者さんでございしますが、こちらまで来られて現場も見てまいりましたが、家族の事情によりましてどうしても1月から仕事がしたいということでございまして、そういった条件から合わないということもありましてここは断念しております。以上です。

○議長（相川繁治君） 2番、木村一俊君。

○2番（木村一俊君） 6月の議会では医療法人と指定管理者制度を結び付けて、持続的にお医者さんを派遣していただく方針で考えていると説明されましたし、8月末の協議会であっても、現在トマムに高齢のお医者さんを派遣していただいている社会医療法人との関わりで、今後の医師確保や地域医療を確立すべく検討協議を進めていくとのことでした。

このように指定管理者制度を活用して新しい医師を確保していくと強調していますが、いまだ医師確保には結び付いておりません。

12月3日の協議会では公募や医師紹介機関などを利用しながら個人医師1人の確保に向けて取組み、今後は指定管理者制度の導入を前提とし、社会医療法人等の確保に向けさらに取組みを進めていきたいとの決意が述べられていましたが、このように指定管理者制度や社会医療法人等の確保にこだわる村の考え

は変わってはいないのかどうか。なぜこんなにこだわらなくてはいけないのかその理由を説明していただきたいと思います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） お答えいたします。

今までのあの取組みの経過でございますが、まず医師の確保について指定管理者制度を活用する方針は、8月31日の全員協議会において、方向性、考え方についてこちらからご説明申し上げ、ご理解をいただいたところであります。

その後、速やかに調査、視察を行いながら現在応援いただいている釧路市の社会医療法人を中心に行動を展開してまいりました。さらにその他の社会医療法人や病院、診療所各種施設を全国63か所で指定管理している地域医療振興会などと意見交換を行ってきたところであります。

しかし、全体的には時期的なこと、受け手側の医師確保の課題から、現状では難しいとの判断に至り、現在は公募や医師紹介機関等利用しながら個人医師1人の確保に向けて、鋭意取り組んでおります。

指定管理者制度の活用につきましては、基本的な考えについて変更等はありません。まず医師の確保を最優先に、今後とも地域医療の確立等、長期的な視点に立って取組みを進めてまいりたいと考えてございます。以上です。

○議長（相川繁治君） 2番、木村一俊君。

○2番（木村一俊君） どうして医療法人とか指定管理者制度にこだわるのという、その理由の説明がなかったと思いますのでその説明をお願いしたいと思いますけれども。

12月3日の協議会のときにいただいた資料では、その社会医療法人を例えばへき地医療で使った場合ですね、年間53日以上派遣や

代診の実施だとか、常勤であれば209日以上週でいえば4日と書いてありますけれども、診療の実施で法人側は対処しているという説明で資料に書いてありました。53日ぐらいうちの村に来てもらっても、このような体制ではうちの地域医療っていうかな、これを守ることができないと思うし、みんなこれじゃ嫌だっというんでないかなと思うんですけども。

この53日、209日これでは本当に医療法人を使う理由というかな、メリットっていうかな、それがないんでないかなと僕は思いますけれども。よろしくをお願いします。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） 占冠の医療を考えた場合、安定な住民に対して安定的な医療提供しなければならない、そういう観点から指定管理者制度を検討しておりますし、そういった医療法人、医療機関がないかどうか、ずっとあっているところであります。

指定管理者を行うために今まで何箇所か訪問してお話した経過がありますけど、基本的には占冠の診療所2つの診療所ありますけど、その2か所を運営していく、それはあの53日、209日にとらわれず両方の診療所を運営していく、そういった指定管理者を探しているところであります。

財政的な支援を受けられるのが53日、それから209日というひとつの設定はありますけど、占冠村としては1年間両方の診療所を担っていただく、そういったところを探しております。

ただ、先ほど言いましたように現在はそういった医療機関、どこの医療機関も医師がないということで断られておりますので、単独に医師を募集して、そちらの医師確保に努めているところでございます。以上です。

○議長（相川繁治君） 2番、木村一俊君。



○2番（木村一俊君） お医者さんを安定的にずっと持続的に供給していただくために医療法人を使いたいというのは今わかりました。

でも今医療法人も自分の所のお医者さんを確保するのがもう大変ですね、帯広医療法人なんかでも福岡、東京、熊本だとかですね、遠いところから大学病院に依存しているのが今現状だと思うんでやっぱり大変だと思うんで、その個人の医師確保っていうか、それに代わってきたのは妥当かなという感じもしますが、その8月31日の協議会でいただきました資料なんですけど、占冠村地域医療指針っていうのが資料をいただきました。配布されました。その中にはやっぱり富良野圏域の医療機関名が、またたくさん列挙されてきてですね、なんかあったら富良野の病院を利用しなさいってことかなっていうような感じを受けたんですけども。

私たちが望んでいるのは占冠村内でね、やっぱり地域医療がきちっとね、確立されることを目指していきたいと思っています。

この指針の中で書かれていたことなんですけど、人事異動で担当者が慣れない仕事で苦労している実態があると書かれております。確かに一般行政職の方がまったく異質な病院の事務長やれって言われたって、すごくこれは大変なことだと思います。

僕はやっぱり、病院の事務長職はベテランの60歳定年者が結構いられると思うし、役場経験者が結構おられると思うんでそういう方に頑張ってもらっていて、もう1回占冠のために頑張ってもらっていて、病院の事務職、事務長職かな、それをやっていただいたらいかがかなと思うんですけど、村長の考えをお聞きいたしたいと思います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） 病院の事務に関しましては専門的なところもあるとお聞きしております。ただ、どういう人が適任者なのかそういうことは、村全体での人事異動の中で考えていきたいように思っております。以上です。

○議長（相川繁治君） 2番、木村一俊君。

○2番（木村一俊君） そのいただいた指針の中で人事異動が担当者が慣れない仕事で大変だって書いてあるわけなんですよね。やはりそのへんはもうちょっと理解されてもいいかなと思うんですが。

それから、今の時点でお医者さんが決定していないというか、それは大変な状況だと思うんですね。結局、村の住民にかかりつけ医がいなくなってしまうということなんです。

今村の採用条件っていうか、村の医師確保における基本姿勢として上げるのは、というところで書かれてるところなんですけど、1番で総合診療ができるお医者さんであること、2、村に居住し24時間体制を可能な限り維持すること、③可能な限り訪問診療に努めること、④紹介患者など地域の医療機関との連携を図るための努力をすること、⑤患者にとって必要と判断する関係機関と連携を図ること等々、採用についての条件が述べられております。

やはり今まで決まってこなかったっていうか結構この条件の中で問題になるところがあると思うんですけど、村長の考えちょっとお聞きいたしたいと思います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） その条件につきましては、村としてハードルを一番高くした条件でございます。

今、指定管理制度含めて募集している段階では、まず村内に住んでいただくこと、それか

ら近隣の医療機関、特に2次医療の病院とは連携を取っていただくこと、そういったことが主な条件として提示してございます。以上です。

○議長（相川繁治君） 2番、木村一俊君。

○2番（木村一俊君） 今、札幌では内科のお医者さんが5～60人足りない状況で、募集しても全然応募がない状態なんだそうであります。1人のお医者さんが24時間月曜日から日曜日までトマムと占冠の2か所の診療所をつつがなく診療し、管理していくのは大変だと思いますし、おまけに往診も国保の運営協議会委員もやり、学校健診も予防接種もやるということは大変なことだと思います。

占冠、交通のアクセスが良くなりましたんで、あちこちと日帰りが可能な都市となりましたんで、やっぱりいろいろと採用条件をいろいろと考えて対応していかなくちゃならないと思うんです。

やっぱり一番大事なのは、重要なのは受診する村民が満足していただける結局医療体制が築かれていかなくちゃならないと思います。そして、なるべく永続的な、安定的な医療体制を築いていかなくちゃならないと思いますんで、もう1回そのへんのことを村長にお聞きいたしたいと思います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） お答えというか、議員おっしゃるとおりのことだと考えております。それに向かって村も今後進めてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（相川繁治君） 2番、木村一俊君。

○2番（木村一俊君） 参考までに、今あの隣の日高国保診療所では、一般外来と専門外来の2本立ての体制で診療を行っております。

それぞれ週1日～2日ですが、整形外科、小児科、消化器科、循環器科、耳鼻咽喉科が

札幌の著明医療法人からの派遣医師によって専門治療を行い、かなりの成果を上げているようです。

先日も左肩から指先までしびれるっていう方がいたんで、整形行ってみたらと進めたところですね、頸椎の異常を指摘されMRIによる検査を進められていましたが、近くて空いているので、受診して帰宅するまで、薬をもらっても1時間かからないんで、その後の仕事できて大変良かったという感想でしたし、富良野に実際かかりに行きますと1日仕事になるわけなんですね。このようにですね近くにそういう専門外来があるんで、そういう外来を有効に利用していく方法を考えてはいかがかんと思うのと同時に、この専門医の方々が日高、平取とローテーションで回っているようなので、1日占冠に来ていただくローテーションも組んでいただけないかなということをお願いしてはいかがかんと思うんですけど、村長の考えをお聞きいたしたいと思います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） ご質問にお答えいたします。

本村での専門医の利用につきましては、今後高齢化がさらに進展する中において、一部の専門外来が必要となるのではないかと考えております。しかし、現状では今後の村の財政状況を勘案した中で、費用面や人員配置など慎重に検討していかなくてはならないと認識しており、今後の課題のひとつとして受け止めております。以上です。

○議長（相川繁治君） 2番、木村一俊君。

○2番（木村一俊君） 財政的負担とおっしゃいましたが、隣の専門外来を使うだけですので、日高にはバスも6便も往復ありますので、やっぱりまずあるものを使うというか、

その方法を周知してはいかがかなという考えであります。

次にですね、以前新聞報道にありましたが、富良野圏域地域医療構想調整会議についてお尋ねいたしたいと思います。

この会議はですね、地域全体の病床数の削減幅を決め、その後医療機関ごとの削減数を調整する、していく場であるということの説明がありました。将来地域における人口減を医療費削減に結び付けようとする国の施策を、国が押し付けようとする目的があるんでないかなと推測されます。

具体的にいうと富良野圏域の539のベッドを10年後2025年度までに53削減し、486床にするという方針だそうではありますが、この会議には村長が出席しています。出席してる以上、発言権は村長にあります。

今自前の病院を持っている上富良野は44ベッドあるらしいですし、中富では35ベッド持っているらしいです。こういう小さなところとか、自分の丁まちを守ろうとして、やはり自分のベッドは守ろうとすると思います。

実際、人口が減ったからって病気が減るわけでは僕はないと思うんで、ベッドが少なくなったりするっていうことは大変な問題でないかなと思います。

一応ですね、この圏域53ベッド削減について村長はどんな考えで対応していこうと思っているのか、お考えをお聞きいたしたいと思います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） お答えいたします。

議員ご指摘のとおり、北海道の説明は富良野圏域の病床数として539床から486床にしようとする53床削減する提案であります。

村といたしましては、圏域医療機関にお世話になっている経過から、各医院と歩調を合

わせながら今後想定される影響の詳細、そういったことの把握に努め、村民が不利益を被らないよう今後の議論に参画してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（相川繁治君） 2番、木村一俊君。

○2番（木村一俊君） なるべく減らさないような方向でがんばって参画していただきたいと思います。

次に介護関係についてお尋ねいたします。占冠村小規模多機能型居宅介護施設の導入の際に、これにより村の在宅福祉、在宅介護は充実し、24時間訪問介護体制が進むと説明がありました。

先ほど、五十嵐議員もお尋ねしていましたが、在宅介護の数が11月では143件あったという話なんです、説明あった24時間訪問介護ってというのがどういう状況で利用されているのかそこをお尋ねしたいのとですね、一応あの小規模多機能の場合は地域密着型のサービスになりますんで、登録者がメインになると思うんで、その登録された方に対する訪問介護と、登録されていない方の訪問介護、そのへんの対応と調整がどうなっているのか、そのへんをお尋ねいたしたいと思います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） お答えいたします。

現在の訪問介護につきましては、直近11月分の実績で1日あたり多い日で8件、少ない日で3件でありまして、述べ143件となっております。また24時間体制のいわゆる時間外での訪問は利用者からの希望もないことから現在のところ実績がありません。

4月の開設以降、順調に利用者が増えてきており、村民の中にほぼ定着したものと理解しております。今後に向けてより一層状況把握を行いながら村民ができるかぎり住み慣れた場所で、知り合いと触れ合いながら暮らせ

るよう、スタッフの数の充実などに取り組んでまいりたいと考えております。

それから訪問介護の対象者は全員小規模多機能の登録者ということでおさえております。以上です。

○議長（相川繁治君） 2番、木村一俊君。

○2番（木村一俊君） 村の医療と介護を連携させ介護保険の機能を発揮させるために調整を図っていく地域包括支援センターの役目は大きいものがあると思います。先ほど五十嵐議員から地域ケア会議の開催状況についてはわかりました。

大きなですね、地域医療・介護総合確保推進法に基づく軽度者向けの介護保険サービスの一部を2017年度までに市町村の事業に移行していかなければならないとされていますが、その現在の対応状況についてお尋ねいたしたいと思います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） 要支援1、2の方を対象にするサービスが市町村の移行される総合事業と言いますが、これにつきましては地域ケア会議及び沿線介護担当者会議等で協議しているところでございます。

事業の移行にあたっては社会福祉協議会等の協力が必要であることから、来月の地域ケア会議内で生活支援サービス体制整備協議会の設立準備会を立ち上げて、今後の方策を協議していく予定になっております。以上です。

○議長（相川繁治君） 2番、木村一俊君。

○2番（木村一俊君） 医療、介護の質問の最後に一応国保についてお尋ねいたしたいと思います。

今、医療保険で最大の3500万人が加入しています国保が今大きく変わろうとしています。平成30年から運営事態が都道府県となり、厳正・厳格な運営がなされようとしております。

市町村国保には構造的な課題として、構成年齢や医療費水準が高く、加入者の所得水準は低く、保険料負担は重く、収納率は低く、一般会計に頼らなければならない財政基盤の弱さと、財政運営が不安定で市町村格差が大きいという特徴があります。現在村の国保は208世帯、343人の被保険者で運営されています。

平成26年度決算では応益割保険料の2割軽減が28世帯、5割軽減が14世帯、7割軽減が68世帯と合計110世帯、実に50%以上で保険料の軽減が行われておりまして、そのうち60%以上が7割軽減であるという状況が示されました。

国民保険は日本が誇る素晴らしいシステムで、国民健康保険はその根幹をなすもので、村民の命を守る大事なセーフティーネットだと思います。何としても持続していかなければなりません。

7割軽減の対象は3人世帯で年間給与収入98万以下ということです。もっと収入を上げる、そして仕事を作り所得を上げさせる施策が村ではもっともっとやらなければならないんじゃないかと思います。

それと同時に受診したときに支払う窓口分が過重になり、受診も手控えることで重症化に至る可能性も考えられますので、窓口で支払う一部負担金の減額免除も考えていかなければならないと思いますが、村長の考えをお聞きいたしたいと思います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） 国保の関係でございますけど、軽減税率の対象者が半分以上いらっしゃると。そういった対策が必要でないのかというご質問がございました。

そういう施策は村でとればよろしいんですけど、なかなか一朝一夕には村民の所得向

上につながるような施策もない現状から、やはり今の制度を運用して低所得者でも医療を確実に受けられると、そういった施策が必要でないかとそのように考えております。以上です。

○議長（相川繁治君） 2番、木村一俊君。

○2番（木村一俊君） いろいろと頑張って施策を立てまして、頑張っていてほしいと思います。

次にですね、地方版総合戦略についてお尋ねいたします。

まちひとしごと創生法を根拠とする地方版総合戦略は国・道の総合戦略を勘案し、全国一律ではなく、創意工夫された持続可能な実行力のあるまちおこし、地域活性化対策のための事業を市町村が提案し、国の採択で予算配分される仕組みで、まさに市町村の知恵比べの様相を呈しております。

すでに、地方創生先行型交付金として1400万円が全自治体に配分され、地域消費・喚起に使われました。さらなる上乗せ交付金300億円の配分については、1つ目のタイプとして他の地方自治体の参考となる先駆性や他の自治体のモデルとなるような事業に対し1自治体3000万円から5000万円を配分、2つ目は総合戦略を早めに作成し、事業計画を推進する事業体には1自治体1000万円を上限として交付金を配分するというものであります。

実際には8月までに事業計画を作成する必要があり、10月下旬に交付決定となりました。管内では唯一、中富良野町が対象となったのは、新聞報道にあったとおりでございます。

この事案については昨年12月の一般質問に取り上げました。計画策定を急いでもらい、配分される交付金を停滞する村の振興、活性化のための事業に支出してほしかったからであります。

地方版人口ビジョンの作成までも説明は確か聞いてると思いますが、その後の策定が10月までに間に合わなかった理由を説明していただきたいと思います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） ご質問にお答えいたします。総合戦略の関係でございますけど、遅れた理由ということのご質問だったかと思っております。

占冠村の総合戦略でございますけど、完成時は当初から平成28年3月、年度末を予定して作業を進めるとご説明したかと思っております。今、年度内策定に向けて現在検討委員会の中で協議を進めている段階でございます。以上です。

○議長（相川繁治君） 2番、木村一俊君。

○2番（木村一俊君） 村をどのように活性化させる策を行政議会、住民総力で一生懸命に少しでも早く考え、それを国が決め、交付金をいただき、それを使い事業を推進していく、これが地方創生法の主旨であると思いません。

今回、村は10月の交付金をもらうのではなくてですね、反対にですね、平成26年決算にあるようにですね、占冠総合戦略策定にかかる調査分析業務委託料800万円を繰越明許で支出する予定になっています。

結局こういうことではですね、国の政策の下請け業者というか、シンクタンクだとか、コンサルタントというところを利するだけではないのかなと思うんですが、村長どう思われますか。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） その委託につきましては、地方人口ビジョンというのがございまして、ここは専門的な分析、それから推定が必要であるということからシンクタンクに委

託していると理解しております。以上です。

○議長（相川繁治君） 2番、木村一俊君。

○2番（木村一俊君）すでに計画を策定し、事業推進をどんどんやっている市町村から見れば、計画が立てられるのが平成28年3月でいいんだという考えだとですね、本当に村は1周遅れ2周遅れの状況でないかなと思います。

やはり地方創生っていうか、この地域をどんどん良くしていくためにも、稼ぐ力を引き出して地域の総合力を引き出し、民の知見を引き出し、消費の回復が大都市圏に比べ大変遅れている地方経済において、ローカルアベノミクスを実現させようとする施策を推進していかなければならないと思うんですね。

今の村の状況を考えますと、行政にスピード感がなくて、村の起案力、政策推進力が遅れているんでないかなと私は心配しているんですが、村長の考えをお尋ねいたします。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君）これはあくまでも私自身の考えかもしれませんが、村職員は村民の福祉向上、それから地域振興に向かって、本当にこう時間を惜しんで仕事をしている、そのようにみております。以上です。

○議長（相川繁治君） 2番、木村一俊君。

○2番（木村一俊君）頑張って励まして仕事をどんどん進めていってほしいと思います。

最後にT P Pの大筋合意についてお尋ねいたしますが、T P Pについては10月に日本をはじめ太平洋を囲む12カ国が大筋合意し、8億人の市場が統合され、世界のT P Pの4割を占める巨大経済圏の実現に向けて動き出しましたということであって、正式に発効すれば9018品目の95%について関税が即時、または最長21年かけて段階的に撤廃され、域内貿易の拡大、円滑化のための統一的ルールが始

まり、多くの分野に及ぼす影響は計り知れないものがあると思います。

みんなの不安に対応すべくT P P関連政策大綱を示しましたが、人口減少が続く中で世界最大の市場に打って出て、新輸出大国を目指す国内産業も活性化させる、攻めの産業、強い農業を目指すという勇ましい言葉だけが並んでおります。

この大筋合意が将来村の農林業に及ぼす影響をどのように推測されているのかお尋ねいたしたいと思います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君）お答えいたします。

T T Pの大筋合意後の本年11月に農林水産省が品目ごとの農林水産物への影響について分析された内容が公表され、同時期に北海道庁においてもT P P協定交渉大筋合意に伴う北海道への影響中間とりまとめ案が公表されました。

その影響の分析を見ましたが、本村の酪農・畜産これは肉牛ですけど、農家への影響はあると考えますが、どの程度の影響があるかは現状では推測ができない状況にあります。

村内農家においてはT P Pの発効前に生産コストの削減、品質向上を図ることが必要でないかと考えております。以上です。

議長（相川繁治君） 2番、木村一俊君。

○2番（木村一俊君）規模を尺度にすれば、明らかに基幹産業と呼べるほどの強固な地盤を持たない村の農林業は、価格面で太刀打ちできないのは明らかだと思います。経営の不安定化は夢と希望を失わせ、産業や地域の崩壊に繋がります。

やはり村の一次産業を守っていくシステムを築いていかななくてはならないと思っています。

ありがたいことに、いま村はたくさんの来

客があり、観光の最前線基地というか場を持っております。それが道の駅であり、道東道ICであります。道東道ICの通年営業化や道の駅の閑散期集客策だとか駐車場拡大、暴風雪時の大型車、一般車両の待機・避難所としての機能付与によりさらなる来客、集客が期待できると思います。

占冠産材によるCLT《Cross Laminated Timber（クロス・ラミネイティド・ティンバー）＝直交集成板》、私は直交合板と訳しますが、CLTを使い斬新なデザインにより作られ、そして薪ストーブによる暖がとれるモデル建造物を作り、その中で行われる生産物販売や食事の原材料生産を全て村の農林業が担うシステムを作り、観光を一部の業種でなく、村という地域全体の産業体として育て、たくさんの村民が活躍できる場として活用できないものか、そう考えていますけど村長の考えをお聞きいたしたいと思います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） 域内、村内での生産物を村内で消費する、これが理にかなった消費方法、それから生産方法だと考えております。

ただ現状におきましては、いろいろな分野で携わる人がいるわけですが、担い手がないといった部署も部門もございますので、なかなかそういったシステムを構築していくというのには難しい面、また時間がかかる面があるかと思っています。

ただ、いま生産されている農産物、それから林産物含めてですけど、少しでも村内で生産されたものは村内で使っていただけるような方法を、農業関係者・林業関係者それから消費者を代表して商工会、それから観光協会そういった関係機関で構築していければいいなどそのように考えております。以上です。

議長（相川繁治君） 2番、木村一俊君。

○2番（木村一俊君） 担い手、人がいないって話もですね、やはり人がたくさん集まっていたら移住・定住ですか。そのためにもやはり、最初の質問に戻りますが、根本的な医療・介護の体制がきちんと構築されないとなかなか人は集まってくれない。やっぱりお医者さんがきちんと定着していただける、地域にならないとだめだということなんです。

顔の見える農業というか生産者と消費者が、価格ではなく信頼して安心・安全で、しかもおいしい作物を提供していくことで繋がっていく、こんな体制が各地で見られております。

そして、繋ぐ場を持っているのがこの村であります。それが道の駅でありICであると思っています。やはりこの場所を有効に使ってグローバル世界の荒波に負けない方法を考えていってほしいと思っていますが、村長の考えをお聞きして、私の質問を終わらせていただきたいと思います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） 物の消費を考えた場合、人の動きというのがまず第1前提になると思います。そういった面では村内で道の駅・高速道路のパーキングは人の集まる場所でございますので、そういった場所で地元産品をPRしながら販売促進に向けて進めてまいりたいと思っています。以上です。

○議長（相川繁治君） これで一般質問を終わります。

ここで午後2時50分まで休憩いたします。

休憩 午前2時37分

再開 午後2時50分

○議長（相川繁治君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

#### ◎日程第4 認定第1号

○議長（相川繁治君） 日程第4、認定第1号、平成26年度占冠村一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定についての件を議題とします。本件について、決算特別委員会の報告を求めます。決算特別委員長、工藤國忠君。

○決算特別委員長（工藤國忠君） 決算特別委員会審査報告について。平成27年9月15日開催の第4回占冠村議会定例会において付託された、認定第1号「平成26年度占冠村一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定について」の件は、去る10月28日・29日、本委員会を開催し、審査の結果、認定すべきものと決定したので、会議規則第76条の規定により報告いたします。以上です。

○議長（相川繁治君） これから平成26年度占冠村一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定についての件を採決します。

この採決は起立によって行います。この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方は起立願います。

（全議員起立）

起立多数です。したがって平成26年度占冠村一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定についての件は、認定することに決定しました。

---

#### ◎日程第5 議案第1号から議案第6号

○議長（相川繁治君） 日程第5、議案第1号、占冠村行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例を制定することについての件から、日程第10、議案第6号、占冠村介護保険条例の一部を改正する条例を制定することについてまでの件、6件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。議案第1号、第4号、第5号については、総務課長、田中正治君。

○総務課長（田中正治君） 議案書の1ページをお願いいたします。

議案第1号、占冠村行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例を制定することについてご説明申し上げます。

本件は行政手続きにおける、特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行にともない、本条例を制定するものでございます。

条例の内容としては、法第9条第2項に基づき、法廷利用事務と一体的に処理する村独自事務の個人番号の利用について規定しています。村独自事務については議案書2ページの別表第1のとおりでございます。さらに地方公共団体が法廷利用事務及び村独自事務を所持するために必要な限度で、庁内で情報連携を行うことについて規定しております。情報連携を行う事務、特定個人情報については別表第2のとおりでございます。

附則として施工期日を法付則第1条第4項に掲げる規定の施行の日、平成28年1月1日からとしてございます。

次に議案書の13ページをお願いいたします。議案第4号、占冠村税条例の一部を改正する条例を制定することについてご説明申し上げます。

本件は行政手続きにおける、特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、本条例の一部を改正するものでございます。条例改正の内容としては、番号法に伴うものとして、各申請手続きにおいて個人番



号、法人番号にかかる規定の整備を行うものと、地方税法等の改正に伴うものとして徴収猶予にかかる分割納付、分割の納入方法の基準を明確化する規定と、たばこ税の特例税率が廃止され、紙巻きたばこ3級品について税率が引き上げられるため激変緩和の経過措置が講じられる規定に改めるものでございます。

附則として施行期日を、平成28年1月1日からとし、地方税法にかかるものは平成28年4月1日からとしてございます。

引き続きまして、次に議案書の33ページをお願いいたします。議案第5号、占冠村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を制定することについてご説明申し上げます。

本件は行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の施行に伴い、厚生労働省関係省令の整備に関する省令が公布されたことにより、本条例の一部を改正するものでございます。条例改正の内容としては、国民健康保険税の減免の申請事項に個人番号を追加するものでございます。

附則として施行期日を平成28年1月1日からとしております。以上3件よろしくご審議をお願いいたします。

**○議長（相川繁治君）** 議案第2号、議案第3号、議案第6号については、保健福祉課長、小尾雅彦君。

**○保健福祉課長（小尾雅彦君）** 議案書の7ページをお願いいたします。議案第2号、占冠村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を制定することについて提案理由のご説明をいたします。

今年度から始まりました、子ども子育て支援新制度の目的の1つとして、国は子育てに民間の事業者など多くの組織や団体が参入することを掲げております。この条例は自治体

を含め民間事業者等が、放課後児童健全育成事業を実施する際の最低基準となるものでございます。

内容ですが、目的最低基準の向上、放課後児童健全育成事業の一般原則、職員等に関して定めるものでございます。施行日ですがこの条例は公布の日からの施行となります。

続きまして、議案書11ページ議案第3号、占冠村敬老祝い金の給付に関する条例の全部を改正する条例を制定することについて提案理由のご説明をいたします。

敬老祝い金の給付対象者及び給付方法等を改めるため本条例の全部を改正するものでございます。

内容ですが、給付対象者に満90歳の者及び満100歳の者を加えて、祝い金の額をそれぞれ3万円、そして100歳の方が5万円と定め、給付対象者の具体的要件や基準日等を規定するものです。給付方法について従来の申請方式から給付対象者に対する自動給付に改めるとともに、給付時期や受給の辞退について規定するものです。また、偽りその他不正の行為により給付を受けた場合の返還についても規定しております。

施行期日ですがこの条例は、公布の日からの施行とするものです。また経過措置としまして給付対象者の追加に伴い、平成27年9月1日現在、満90歳以上の者で本則で定める給付要件を満たす者に対して、平成28年3月31日までに3万円の祝い金を給付する内容となります。

続きまして、議案書35ページをお願いいたします。議案第6号、占冠村介護保険条例の一部を改正する条例を制定することについて提案理由のご説明をいたします。

行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び行政手

続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係、省令の整備に関する省令が公布されたことに伴いまして、本条例の一部を改正するものでございます。

内容は介護保険料の減免及び徴収猶予の申請事項に個人番号を追加するものでございます。施行期日につきましては、この条例は平成28年1月1日からの施行とするものです。以上ご審議方よろしくお願いたします。

○議長（相川繁治君） これで提案理由の説明を終わります。

---

#### ◎日程第11 議案第7号から日程第14 議案第10号

○議長（相川繁治君） 次に日程第11、議案第7号、平成27年度占冠村一般会計補正予算、第5号の件から、日程第14、議案第10号、平成27年度占冠村公共下水道事業特別会計補正予算、第2号までの件、4件について一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。議案第7号については、総務課長、田中正治君。

○総務課長（田中正治君） 議案書の37ページをお願いいたします。議案第7号、平成27年度占冠村一般会計補正予算、第5号についてご説明申し上げます。

このたび提案いたします占冠村一般会計補正予算、第5号は、歳入歳出それぞれ2290万円を追加し、歳入歳出予算の総額を25億6360万円にしようとするものでございます。以下、事項別明細書で歳入からご説明申し上げます。

議案書の42ページです。1款、村税、1項、村民税において1目、個人で減年課税分330万8千円の増額、滞納繰越分で33万2千円の増額でございます。1款、2項、固定資産税に

において滞納繰越分100万円の増額でございます。13款、使用料及び手数料、1項、使用料において総合センター使用料25万円の増額でございます。14款、国庫支出金、2項、国庫補助金において選挙人名簿システム改修費補助金、2万4千円の増額でございます。

43ページ、14款、3項、委託金において自衛官募集事務費市町村交付金3千円の増額でございます。15款、道支出金、2項、道補助金においてエゾシカ森林被害防止強化対策事業、道補助金30万円の増額でございます。16款、財産収入、2項、財産売払収入において双珠別村有住宅売払による土地、建物売払収入110万円の増額でございます。17款、1項、寄附金においてふるさと寄附金800万円の増額でございます。19款、1項、繰越金において前年度繰越金858万3千円の増額でございます。

議案書44ページから、次に歳出についてご説明申し上げます。2款、総務費、1項、総務管理費において、1目、一般管理費で臨時雇上げ賃金117万7千円の減額、消耗品費10万円の増額、平成28年度4月から義務付けとなる人事評価制度導入にかかる委託料32万4千円の増額。2目、文書広報費で通信運搬費25万円の増額。4目、財産管理費は財源振替でございます。5目、総合センター管理費で消耗品費14万2千円の増額、修繕料10万円の増額。7目、企画費で報償費においてふるさと納税にかかる、寄附者贈呈品400万円の増額、手数料4万4千円の増額、寄附金に伴う環境保全と観光振興基金積立金270万円の増額。11目、諸費は財源振替でございます。

45ページ、2款、3項、戸籍住民基本台帳費において消耗品費3万9千円の増額、公的個人認証などの個人番号カード関連業務委託料として335万2千円の増額でございます。2款、4項、選挙費において選挙人名簿シス

テム改修委託料4万9千円の増額でございます。

46ページ、3款、民生費、1項、社会福祉費において、1目、社会福祉総務費においてふるさと寄附金による福祉基金積立金214万円の増額。2目、老人福祉費で報償費14万円の減額、委託料35万円の減額、扶助費50万円の増額でございます。3款、2項、児童福祉費において、1目、児童福祉総務費で費用弁償5万6千円の増額、児童手当システム改修他委託料で119万5千円の増額。2目、へき地保育所費において修繕料31万7千円の増額でございます。

47ページ、4款、衛生費、1項、保健衛生費において、1目、保健衛生総務費で一般備品購入8万1千円の増額、地域センター病院医療機器整備事業負担金16万5千円の増額、水道会計繰入金500万円の増額。2目、予防費で消耗品費12万7千円の減額、食糧費3千円の増額、インフルエンザ予防接種業務委託料12万7千円の増額でございます。6款、農林業費、1項、農業費においてふるさと寄附金に伴う農業振興基金積立金136万円の増額でございます。

48ページ、6款、2項、林業費において常勤嘱託職員賃金16万円の増額、エゾシカ森林被害防止強化対策事業委託料92万9千円の増額、ふるさと寄附金に伴う林業振興基金積立金180万円の増額でございます。10款、教育費、1項、教育総務費において、2目、事務局費で常勤嘱託職員賃金10万円の増額。3目、義務教育振興費で報償費8万6千円の増額、費用弁償1万4千円の増額でございます。10款、2項、小学校費において修繕料10万円の増額でございます。

49ページ、10款、3項、中学校費において地下タンク清掃埋設管漏洩検査委託料8万9

千円の減額でございます。12款、公債費、1項、公債費において、1目、元金で長期債年賦元金55万円の増額。2目、利子で長期債年賦利子100万円の減額でございます。

議案書戻りまして38ページ、39ページになりますが、補正後の歳入歳出予算の金額は第1表、歳入歳出予算補正のとおりでございます。以上よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（相川繁治君） 議案第8号については保健福祉課長、小尾雅彦君。

○保健福祉課長（小尾雅彦君） 議案書51ページをお願いいたします。議案第8号、平成27年度占冠村国民健康保険事業特別会計補正予算、第3号の提案理由のご説明をいたします。

今回、歳入歳出それぞれ1260万円を追加し、歳入歳出それぞれ1億6990万円にしようとするものです。以下、事項別明細にてご説明をいたします。

54ページをお願いいたします。歳入です。8款、1項、繰入金、2目、国保財政調整基金繰入金におきまして990万円の増額です。9款、1項、繰越金では前年度繰越金で270万円の増額です。

55ページ、歳出です。2款、保険給付費、1項、療養諸費におきまして一般被保険者療養給付費858万円の増額です。2款、2項、高額療養費におきまして一般被保険者高額療養費で280万5千円の増額です。10款、諸支出金、1項、償還金及び還付加算金では国・道負担金の精算金としまして121万5千円の増額です。

以下、52ページにお戻り願ひまして、補正後の歳入歳出補正予算の総額につきましては第1表、歳入歳出補正予算の補正額のとおりでございます。以上、ご審議方よろしく願ひいたします。

○議長（相川繁治君） 議案第9号、議案第

10号については、産業建設課長、岩谷健悟君。  
○産業建設課長（岩谷健悟君） 議案書57ページをお願いいたします。議案第9号、平成27年度占冠村簡易水道事業特別会計補正予算、第2号。平成27年度占冠村簡易水道事業特別会計補正予算、第2号は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ700万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億4720万円とする。2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。地方債の補正、第2条、地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。平成27年12月17日提出、占冠村長、中村博。

事項別明細の歳入から説明いたします。61ページをお願いいたします。1款、使用料及び手数料、2項、手数料、1目、審査手数料で、1節、現年度分5万1千円の増額。2款、国庫支出金、1項、国庫補助金、1目、水道費国庫補助金の1節の水道施設整備国庫補助金で1015万円の増額。3款、繰入金、1項、繰入金、1目、一般会計繰入金で500万円の増額。4款、繰越金、1項、繰越金、1目、繰越金で19万9千円の増額。6款、村債、1項、簡易水道債、1目の簡易水道債で210万円の減額です。

62ページをお願いいたします。歳入の説明をします。2款、管理費、1項、施設管理費、1目、施設維持費の13節、委託料で1万9千円の減額。内訳として平成27年度水道水放射線検査委託料の執行残によるものであります。4款、施設費、1項、施設建設費、1目、新営改良費、15節、工事請負費で698万1千円の減額です。内容としては上トマム地区ポンプ場増設工事（その2）と上トマム地区導水管

布設工事の執行残による減額であります。

議案書58ページにお戻りください。説明した内容により第1表、歳入歳出補正は歳入歳出それぞれ700万円を減額し、歳入歳出それぞれ2億4720万円とするものです。59ページの第2表は地方債の補正で、限度額を9250万円とするものであります。

続きまして、議案書63ページをお願いいたします。議案第10号、平成27年度占冠村公共下水道事業特別会計補正予算、第2号。平成27年度占冠村公共下水道事業特別会計補正予算、第2号は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ90万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1520万円とする。2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。平成27年12月17日提出、占冠村長、中村博。

事項別明細の歳入から説明いたします。66ページをお願いいたします。5款、繰越金、1項、繰越金、1目、下水道事業で59万5千円の増額。同じく2目、浄化槽事業で30万円の増額。6款、諸収入、1項、雑入、1目、下水道事業で5千円の増額であります。

続きまして歳出のご説明をいたします。2款、管理費、1項、施設管理費、1目、下水道費の需用費で修繕料80万円の増額です。13節、委託料で20万円の減額です。内訳としては浄水場維持管理委託料で70万円の減額、汚泥運搬処理委託料で50万円の増額です。同じく2目、浄化槽費の需用費で消耗品費で4万5千円の増額、12節、役務費で手数料で25万5千円の増額です。

64ページにお戻りください。説明した内容により、第1表、歳入歳出予算補正は歳入歳

出それぞれ90万円を増額し、歳入歳出それぞれ1億1520万円にしようとするものです。以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（相川繁治君） これで提案理由の説明を終わります。

---

### ◎散会宣言

○議長（相川繁治君） 以上で、本日の日程は、全部終了しました。

これで本日の会議を閉じます。

本日はこれで散会します。

散会 午後3時32分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成28年 2月29日

占冠村議会議長 相川 繁治

(署名議員)

占冠村議会議員 山本 敬介

占冠村議会議員 五十嵐 正雄

平成27年第5回占冠村議会定例会会議録（第2号）

平成27年12月18日（金曜日）

○議事日程

		議長開議宣告（午前10時）
日程第 1	議案第 1 号	占冠村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例を制定することについて
日程第 2	議案第 2 号	占冠村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について
日程第 3	議案第 3 号	占冠村敬老祝い金の給付に関する条例の全部を改正する条例を制定することについて
日程第 4	議案第 4 号	占冠村税条例の一部を改正する条例を制定することについて
日程第 5	議案第 5 号	占冠村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を制定することについて
日程第 6	議案第 6 号	占冠村介護保険条例の一部を改正する条例を制定することについて
日程第 7	議案第 7 号	平成 27 年度占冠村一般会計補正予算（第 5 号）
日程第 8	議案第 8 号	平成 27 年度占冠村国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
日程第 9	議案第 9 号	平成 27 年度占冠村簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
日程第 10	議案第10号	平成 27 年度占冠村公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
日程第 11	選挙第 1 号	占冠村選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について
日程第 12	発議案第 1 号	占冠村議会会議規則の一部を改正する規則を制定することについて
日程第 13		閉会中の継続調査所管事務調査申出
追加日程第 1	議案第11号	占冠村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて
追加日程第 2	議案第12号	特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて
追加日程第 3	議案第13号	占冠村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて
追加日程第 4	議案第14号	平成27年度占冠村一般会計補正予算（第 6 号） 閉会宣言

○出席議員（8人）

議長	8番	相川繁治君	副議長	1番	工藤國忠君
	2番	木村一俊君		3番	大谷元江君
	4番	長谷川耿聰君		5番	山本敬介君
	6番	五十嵐正雄君		7番	佐野一紀君

○欠席議員（0人）

○出席説明員

（長部局）

占冠村長	中村博	副村長	堤敏満
会計管理者	小林潤	総務課長	田中正治
企画商工課長	松永英敬	保健福祉課長	小尾雅彦
福祉施設推進室長	中田芳治	産業建設課長	岩谷健悟
林業振興室長	田畑泰行	トマム支所長	多田淳史
総務担当主幹	蠣崎純一	職員厚生担当主幹	細川明美
財務担当係長	野原大樹	税務担当係長	杉岡裕二
企画担当係長	佐々木智猛	戸籍担当主幹	石坂勝美
国保医療担当主幹	上島早苗	社会福祉担当主幹	高桑浩
保健予防担当主幹	松永真里	介護担当主幹	木村恭美
土木下水道担当主幹	岡崎至可	水道担当主幹	小林昌弘
林業振興室主幹	鈴木智宏		

（教育委員会）

教育長	藤本武	教育次長	伊藤俊幸
-----	-----	------	------

（農業委員会）

会長	安田堅吾	事務局長	岩谷健悟
----	------	------	------

（選挙管理委員会）

書記長	田中正治
-----	------

（監査委員）

監査委員	鷲尾心英	監査委員	山本敬介
事務局長	尾関昌敏		

○出席事務局職員

事務局長	尾関昌敏	主任	八木香織
------	------	----	------



開会 午前10時

---

### ◎開議宣告

○議長（相川繁治君） みなさんおはようございます。

ただいまの出席議員は8人です。定足数に達しておりますので、これから、本日の会議を開きます。

---

### ◎議事日程

○議長（相川繁治君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりです。

---

#### ◎日程第1 議案第1号

○議長（相川繁治君） 日程第1、議案第1号、占冠村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例を制定することについての件を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これから議案第1号、占冠村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例を制定することについての件を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第2 議案第2号

○議長（相川繁治君） 日程第2、議案第2号、占冠村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例についての件を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これから議案第2号、占冠村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例についての件を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 異議なしと認めます。

したがって議案第2号は原案のとおり可決しました。

---

#### ◎日程第3 議案第3号

○議長（相川繁治君） 日程第3、議案第3号、占冠村敬老祝い金の給付に関する条例の全部を改正する条例を制定することについての件を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから議案第3号、占冠村敬老祝い金の給付に関する条例の全部を改正する条例を制定することについての件を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 異議なしと認めます。

したがって議案第3号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第4 議案第4号

○議長(相川繁治君) 日程第4、議案第4号、占冠村税条例の一部を改正する条例を制定することについての件を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

4番、長谷川耿聰君。

○4番(長谷川耿聰君) 税条例の一部改正する条例を制定することについて質問をしたいと思えます。

今回提出される税条例でございますが、大きく分けまして13ページですか、1条と2条に分かれまして、2条は25ページから、1条につきましては116条を140条にするということから、3条までの改正が主な内容となっていると思えます。

次に2条については主に附則ということで、これについてはたばこ税の、主旨にも書いてありますがたばこ税の関係となっております。

仕組みでございますが、まず1条と2条に分けて中身を改正するっていう改正の方法ですか。

これについてお伺いします。

もう一点は18ページの上から4行目に「第11条第2項中「法人税法云々」というのがありません。それからもうひとつは、第2条の方で25ページですか、この2条に書いてある字句と1条に書いてある字句とが全く同じなので、これはどのようなことかということ。

それから次に26ページの下から4行目「税条例(以下「旧条例」という。)第26条第9項の規定による申告については、なお従前の例による。」と。旧条例の第26条第9項、この9項が見あたらないんですけど、このへんについて、この4点についてお伺いいたします。

○総務課長(田中正治君) まずお尋ねの条建ての件でございますが、これにつきましてはマイナンバーによるもの、それから地方税法の改正によるものということで、施行期日が違うものですから、条建てを1条、2条で分けているということになります。

それから第1条の部分については税条例の一部改正ですよね。でこの第2条については税条例の一部を改正する条例の一部改正という捉え方をさせていただければ。ちょっと、名前は一緒なんですけど。分かりづらいんですけど、そういうことになります。

それから26条の9項の規定ですよね。26条の9項の規定については、ちょっと本文、ちょっと時間ください。

もう一点でしたか。これだけですね。ではこの件について精査します。

○議長(相川繁治君) このままの状態を暫時休憩します。

休憩 午前10時09分

○議長(相川繁治君) この問題についていまだすぐ答えが出ないそうなので、答えが出た時点でお答えしていただくということで、先へ進めたいと思いますが、長谷川議員、よろしいでし

ようか。

○議長（相川繁治君） いいです。

○議長（相川繁治君） ではそのようにさせていただきます。

再開 午前10時18分

○議長（相川繁治君） 休憩前に引き続き質疑を行います。

他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

---

#### ◎日程第5 議案第5号

○議長（相川繁治君） 日程第5、議案第5号、占冠村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を制定することについての件を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから議案第5号、占冠村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を制定することについての件を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第5号は原案のとおり可決しました。

---

#### ◎日程第6 議案第6号

○議長（相川繁治君） 日程第6、議案第6号、占冠村介護保険条例の一部を改正する条例を制定することについての件を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終わります。

これから議案第6号、占冠村介護保険条例の一部を改正する条例を制定することについての件を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第6号は原案のとおり可決しました。

---

#### ◎日程第7 議案第7号

○議長（相川繁治君） 日程第7、議案第7号、平成27年度占冠村一般会計補正予算、第5号の件を議題とします。

これから質疑を行います。質問者はページ数を明らかにして質疑、答弁は要点を明確に、簡潔に発言してください。質疑はありませんか。

2番、木村一俊君。

○2番（木村一俊君） 2点ほどお尋ねいたし

たいと思います。

47ページ、4款、衛生費、1項、保健衛生費、1目、保健衛生総務費、19節、負担金、補助及び交付金にあります、地域センター病院医療機器整備事業負担金のところでもあります。

総務産業常任委員会では、どういう機械の整備かと聞いたら、婦人科のベッドと小児科のベッドと言うことで説明がありました。平成26年度の当初予算でも地域センター病院の周産期医療材料整備事業ということで負担金が出ているんですけども、26年に続いて27年も婦人科のベッドと言うか、そういうことのための整備のことなのかということ。

あと、この機械整備の総額がいかほどなのかということと、今回この整備事業負担金が当初予算でなくて、去年の周産期のベッドの負担金のように当初予算でなくて、なぜ補正で出てきたのかということをお尋ねしたいと思います。

もう1点、そもそもこのセンター病院の機械整備に各市町村が負担しなければならないという意味、意義っていうか、そこがなぜなのか、そのへんお尋ねしたいと思います。

それから49ページ、10款、教育費、3項、中学校費、1目、学校管理費、13節、委託料にあります、地下タンク云々の委託料なんですけど、これ当初予算丸々落ちているわけなんですけど、これはどういうわけなのかお尋ねいたしたいと思います。以上です。

○議長（相川繁治君） 保健福祉課長、小尾雅彦君。

○保健福祉課長（小尾雅彦君） 47ページ、4款、1項、1目、19節、負担金で地域センター病院の医療機器整備事業に対する負担金ですね、16万5千円の増額に対してのご質問でありました。あの総務産業常任委員会的时候には詳しい資料が手元になく、小児科、産婦人科用ベッドと言うことの説明をさせていただきました。

今回負担金額の調書によりますと、大きく6～7種別の医療機器の導入に対しての協議でありました。小児科といいますか、母体のいろいろあるんですけども、母体、胎児の監視システム、分娩監視装置ですとか、移送用の保育器、俗にいう小児用のトランスカプセルというものなんですけど、高度医療に対する機器だそうですね。あと保育器、セントラルモニターと輸液ポンプというような医療機器がございまして、その他小児用ベッドと産婦人科ベッドということでもあります。

この7～8品目の事業費総額が2394万5千円ということの事業金額になりまして、この経費の補助率と言うことで2分の1以内の補助の考えで、この事業費の2分の1以内で1197万2千円、この補助金額を富良野市ほか沿線患者数によつての割合で、それぞれの自治体で負担金を取決めしております。本村については患者割で16万5千円という算出になったわけです。

当初予算でないこと理由なんですけど、いろいろ取決め事項は年度末からございまして、救急医療、そして広域でいう小児科対策ですとか、産婦人科対策ってことで、そういった全体的な救急体制による地域センター病院への取決め事項については沿線5市町村で協定書を結びながら、それぞれの負担割合ということで、年度当初に計上させていただいておりましたが、ことさらこの周産期医療に関する医療器整備につきましては、やはりあのそれぞれの自治体においても町立病院ですとか、諸々やはりいろいろベッドの更新ですとか、各自治体でも我慢している実情があつてですね、実質本来の中身から言えば、医療機器整備で揉めておりました。そういった中で、年度途中にはなつたんですけど、やはりそういう検討を沿線首長も交えてしていく中で、一定程度の理解もやむを得ないということで、この時期に補正で計上するような合意形

成がそういった状態になったものですから、途中の補正になったということでございます。

あと意義ですが、この地域センター病院としての位置付けの中で、沿線それぞれこういった小児と産婦人科の医療体制っていうのは、やはり富良野沿線で地域センター病院の協会病院しかないということでもありますので、この位置付けの中で、医療費整備も自治体の理解の中で整備していくという方向性がなされましたので、今後においてもそういう連携の中での医療体制ってことでの整備になってくるということでございます。以上です。

○議長（相川繁治君） 教育次長、伊藤俊幸君。

○教育次長（伊藤俊幸君） 49ページ、10款、3項、1目、13節、地下タンク清掃埋設管漏洩検査委託料8万9千円の減でありますけども、この間、各学校とも地下タンクを使っていたんですけど、計画的に地下タンクから地上のホームタンクへと切り替えを進めてきておりまして、今回占冠中学校において地下タンクから地上のホームタンクへの切り替えを行ったことから、この漏洩検査が必要なくなったということで全額減額をしております。以上です。

○議長（相川繁治君） 2番、木村一俊君。

○2番（木村一俊君） このセンター病院関係の負担金についてですが、小児科と産婦人科に限ってこういう負担金が生じるという理解でいいのか、それともセンター病院としての富良野協会で、いろんな科がありますんで、そういうところでもし整備して欲しいものがあつたら、負担金が生じていくのか。小児科と婦人科に限って負担金を負担していくのかどうか。そここのとこだけ、そここのとこだけちょっと確認させてください。

○議長（相川繁治君） 保健福祉課長、小尾雅彦君。

○保健福祉課長（小尾雅彦君） あの救急体制

も含めて地域センター病院としての位置付けがあるわけですが、一応小児科、産婦人科ということで、他の自治体ではここのセンター病院に頼っている経緯がございますので、この小児科と産婦人科に限ってということでの理解で、私たちも説明を受けております。以上です。

○議長（相川繁治君） 他に質疑ありませんか。5番、山本敬介君。

○5番（山本敬介君） 何点かお伺いしたいと思います。

43ページ、17款、1項、寄附金、3目、1節、ふるさと寄附金の800万円ですね。ふるさと納税については住民のみなさんもどういうふうになっているのかっていうのは、みなさん興味があるところだと思います。

この中でふるさと納税自体が44ページの2款、総務費、1項、総務管理費、7目、企画費、25節の環境保全と観光振興基金積立金、そして46ページ、3款、民生費、1項、社会福祉費、1目、社会福祉総務費、25節、積立金の福祉基金の積立金、47ページ、6款、農林業費、1項、農業費、2目、農業振興費、25節、積立金の農業振興基金の積立金、48ページの6款、農林業費、2項、林業費、1目、林業振興費、25節、積立金の林業振興基金積立金というところに割り振られているというふうに思いますけども、その仕組み自体ですね、住民にわかりやすいように説明いただいて、それぞれの積立金が今後どのように使われるのかということの方向性等決まっておりますら、お伝えいただきたいと思います。

それと、このふるさと納税に関わりまして、44ページですね、これも同じく2款、総務費、1項、総務管理費、7目、企画費、8節、報償費の寄附者贈呈品の内容についてお伺いしたいと思います。

質問変わりました、48ページ、6款、農林業

費、2項、林業費、1目、林業振興費、13節、委託料のエゾシカ林業被害防止強化対策事業です。シャープシューティングということで、総務産業常任委員会のおきにお伺いしましたけども、これもエゾシカ被害に対する防止対策、住民は非常に気にしているところですので、実施内容、実施時期等詳しくお伝えください。以上です。

○議長（相川繁治君） 企画商工課長、松永英敬君。

○企画商工課長（松永英敬君） お尋ねのありましたふるさと納税の関係についてでございますけれども、まず1点目としましては住民に仕組み等わかりやすく説明をということでご質問があったかと思えます。

村の方といたしましては、広報誌を使って寄附の実績4月から9月分については周知をさせていただいてるところでございます。

どのような仕組みになっているかということにつきましては、占冠・村づくり寄附金規則がございまして、そちらの中でいま申されました、林業振興、農業振興、福祉増進、環境観光振興に関する事業ということが定められておりますので、そのへんも含めて今後広報誌等を通じましてわかりやすくご説明をさせていただきたいと考えております。

それと2点目の事業の内容につきましては、一応規則上、占冠村の重点政策の推進を加速する目的で設立をされておりますので、原課とも十分協議をしたうえで次年度予算に反映をさせてまいりたいというふうに現在考えております。

それと贈呈品の内容についてですが、予算策定時の11月18日現在の状況でございますけど、まず今年度新設をいたしました星野リゾート トマムスキー場のシーズン券、こちらレギュラーシーズン券とファミリープレミアムパスという家族4人、大人2人、子ども2人が使える券が

11月18日現在で84件の445万5千円。それとこちらも今年度からですけども、占冠山村産業振興公社で製造しております乾燥きのこ詰め合わせと山菜の詰め合わせ、こちら合わせまして38件の38万円。さらにこちらも今年度からですけど、行者にんにくの苗につきましては4件4万円。さらにメロンにつきましては349件の350万円、以下野菜、鹿肉、ククサ、木工品等がございまして、それに加えまして占冠村の共通商品券、こちらが46件の177万円のご寄附をいただいているところでございます。

村といたしましては、今後も新たな寄附者が希望される商品の選定と村をPR出来るような地域資源、こういったものを念頭に返礼品の見直しを行いまして、今後も寄附額の増加に努めてまいりたいと考えております。

概ね寄附額がいま1千万を超えている状況でございます。返礼品によりましては25%から55%のバックがあるわけですけど、概ね半分程度は財源にすることができると考えておりますので、こちらを積極的に宣伝PR行って、村の財源確保に努めてまいりたいとこのように考えております。以上でございます。

○議長（相川繁治君） 林業振興室長、田畑泰行君。

○林業振興室長（田畑泰行君） 48ページ、6款、2項、1目、13節、委託料の中のエゾシカ森林被害防止強化対策事業についてのご質問でございますが、この事業ですね、道単独事業でございます。例年、私もエゾシカ対策を実施しておりますが、この事業内容でございますが、エゾシカの森林被害が継続的・断続的に発生している地域、特に静岡地区や占川地区におきまして、エゾシカへのエサなどの誘引資材を配置いたしまして、おびき寄せというような形で、エゾシカを効率的かつ安全に捕獲するための手法を探る事業でございます。

全体事業でございますが、92万9千円、それからこのうち補助対象経費といたしましては62万6400円、そのうち道からの補助金を30万円予定しております。

時期でございますが、平成27年12月のこれからということと、いつまでかと言いますと平成28年3月中旬ぐらいの事業を予定しております。以上です。

○議長（相川繁治君） 他に質疑はありませんか。

5番、山本敬介君。

○5番（山本敬介君） ふるさと納税の方はだいたい良くわかりました。

この積立金のほうは、なんていうんでしょ、村の重点項目に使われるということなんですけど、具体的にふるさと納税のこのお金がこれに使われたというのは、見えないものなのか、それともそういうものが、お金ですから色が付けられないので、入ってしまうとそれも含まれてますよっていう見せ方なのか、明らかにこれはふるさと納税で集めたお金を使って、こういう事業をしましたと見せられるのか。そのあたりの目処というか考え方があればお知らせください。

あといまのシャープシューティングの件ですが、捕獲目標とか頭数とかっていうのがあればお伝えください。以上です。

○議長（相川繁治君） 企画商工課長、松永英敬君。

○企画商工課長（松永英敬君） いまのはふるさと納税に関する事業の内容についての見せ方についてでございますけど、こちらについては一旦寄附を受けたものについては積立をさせていただいていると。昨年26年度で行きますと261万円の寄附があつてですね、現在それが基金に積みさっているというふうに認識しております。

今年度、いまのところ1000万円くらいですけ

ど、こちらを基金の方に積みまして、次年度、いま当初予算の策定もこれから始まってまいりますので、その中で規則上、例えば林業ですと林業振興に関する事業の財源として活用すると定められておりますので、基本的にはこういう事業に使用したということで、次年度以降です、ホームページ等で公開して寄附者の方にわかりやすく説明できるような形を取ってまいりますと考えているところでございます。以上でございます。

○議長（相川繁治君） 林業振興室長、田畑泰行君。

○林業振興室長（田畑泰行君） エゾシカ森林被害防止強化対策事業ですが、目標のご質問がございました。

補助事業としての目標としては特にございません。ただし、私ども執行側の目途といたしましては10頭程度というふうに考えております。以上です。

○議長（相川繁治君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから、議案第7号、平成27年度占冠村一般会計補正予算、第5号の件を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第7号は原案のとおり可決しました。

---

**◎日程第4 議案第4号（続き）**

○議長（相川繁治君） ここで先ほどの議案第4号の占冠村税条例の一部を改正する条例を制定することについての件についての長谷川議員の質問に対する答弁を求めます。

総務課長、田中正治君。

○総務課長（田中正治君） 大変長時間、時間をいただきまして大変ご迷惑をおかけしました。大変申し訳ございません。

長谷川議員のご質問の議案書26ページの第26条第9項の規定というところで、9項がないんじゃないのかというご指摘ございました。

改正後、改正前の条文を精査させていただきました。で、新条例では第9項が出てくるんですが、ここで言っているのは旧条例でございますから、長谷川議員ご指摘のとおり第9項というのはないということで、大変申し訳ございませんが、第8項に訂正をさせていただきたいと思っております。大変申し訳ございません。よろしくお願いいたします。

○議長（相川繁治君） 長谷川議員よろしいですか。

○2番（長谷川耿聰君） 1点だけ。26条第9項を第8項にするってことですね。

○総務課長（田中正治君） そうです。

○議長（相川繁治君） よろしいですか。

それでは、議案第4号、占冠村税条例の一部を改正する条例を制定することについての件を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

---

**◎日程第8 議案第8号**

○議長（相川繁治君） 日程第8、議案第8号、平成27年度占冠村国民健康保険事業特別会計補正予算、第3号の件を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論は、ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これから、議案第8号、平成27年度占冠村国民健康保険事業特別会計補正予算、第3号の件を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

---

**◎日程第9 議案第9号**

○議長（相川繁治君） 日程第9、議案第9号、平成27年度占冠村簡易水道事業特別会計補正予算、第2号の件を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 討論なしと認めます。



これをもって討論を終わります。

これから、議案第9号、平成27年度占冠村簡易水道事業特別会計補正予算、第2号の件を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

---

### ◎日程第10 議案第10号

○議長(相川繁治君) 日程第10、議案第10号、平成27年度占冠村公共下水道事業特別会計補正予算、第2号の件を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから、議案第10号、平成27年度占冠村公共下水道事業特別会計補正予算、第2号の件を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第10号は原案のとおり可決しました。

---

### ◎日程第11 選挙第1号

○議長(相川繁治君) 日程第11、選挙第1号、

占冠村選挙管理委員会委員及び補充員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法は地方自治法第118条第2項の規定によって指名推薦にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推薦で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については議長が指名することとしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。選挙管理委員に山崎正紀君、馬瀬戸笑子君、長瀬弘侍君、菅原勇次郎君、以上の方を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名した方を選挙管理委員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名した山崎正紀君、馬瀬戸笑子君、長瀬弘侍君、菅原勇次郎君、以上の方が選挙管理委員に当選されました。

次に選挙管理委員補充員には八木靖子君、赤石菊子君、窪田敏雄君、細谷実佳君、以上の方を指名します。ただいま議長が指名した方を選挙管理委員補充員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名した八木靖子君、赤石菊子君、窪田敏雄君、細谷実佳君、以上の方が選挙管理委員補充員に当選されました。

次に補充員の順番についてお諮りします。補

充員の順番はただいま議長が指名した順序にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 異議なしと認めます。

したがって、補充員の順序はただいま議長が指名した順序に決定しました。

---

### ◎日程第12 発議案第1号

○議長(相川繁治君) 日程第12、発議案第1号、占冠村議会会議規則の一部を改正する規則を制定することについての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。7番、佐野一紀君。

○7番(佐野一紀君) 占冠村議会規則の一部を改正する規則を制定することについての提出について提案理由の説明をいたします。

議会における欠席の届出の取扱いに対して、社会情勢などを勘案し、出産の場合を欠席の届けで新たに規定するものである。このことについて地方自治法第12条及び占冠村議会会議規則第14条の規定により提出をいたします。以上の理由により発議案を提出いたします。

発議案第1号、占冠村議会会議規則の一部を改正する規則を制定することについて。占冠村議会会議規則の一部を改正する規則を次のとおり制定する。平成27年12月18日提出、提出者、占冠村議会議員、佐野一紀、賛成者、同じく、長谷川耿聰、賛成者、同じく、大谷元江。

占冠村議会会議規則の一部を改正する規則。占冠村議会会議規則(昭和62年占冠村議会規則第1号)の一部を次のように改正する。第2条に次の1項を加える。

3、議員が出産のため出席できないときは、日程を定めて、あらかじめ議長に欠席届出を提出することができる。

附則、この規則は、公布の日から施行する。

以上ご審議の方、よろしく申し上げます。

○議長(相川繁治君) これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから発議案第1号、占冠村議会会議規則の一部を改正する規則を制定することについての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 異議なしと認めます。

したがって、発議案第1号は原案のとおり可決しました。

---

### ◎日程13 閉会中の継続調査所管事務調査申出

○議長(相川繁治君) 日程第13、閉会中の継続調査所管事務調査申出の件を議題とします。

議会運営委員長及び総務産業常任委員長から、会議規則第74条の規定によりお手元に配布した申出書のとおり、閉会中の継続調査、所管事務調査の申出がありました。

お諮りします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査所管事務調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査所管事務調査とすることに決定しました。

しばらく休憩いたします。

休憩 午前10時58分

再開 午前11時10分

○議長（相川繁治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。ただいま村長から議案第11号、占冠村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を制定することについての件から、議案第14号、平成27年度占冠村一般会計補正予算、第6号の件が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1から追加日程第4として議題にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第11号から議案第14号を日程に追加し、追加日程第1から追加日程第4として議題とすることに決定しました。

---

### ◎追加日程第1 議案第11号

○議長（相川繁治君） 追加日程第1、議案第11号、占冠村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を制定することについての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務課長、田中正治君。

○総務課長（田中正治君） 追加議案の67ページになります。議案第11号、占冠村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を制定することについてご説明申し上げます。

本件は占冠村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例で、第5条第2項の期末手当を改正することについて、議会の議決を求めようとするものであります。

第1条について、平成27年度の改正について記載しています。数字につきましては要旨にあ

る月数をもって変えさせていただきますので、ご了承願います。

12月期において現行2.125月を2.225月に改め、年4.1月を4.2月に改めるものでございます。

第2条については平成28年度の改正について記載してございまして、6月期において現行1.975月を2.025月に、12月期において2.225月を2.175月に改めるものでございます。

附則として施行期日は、第1条の規定は平成27年12月1日から、第2条については平成28年4月1日から施行することとなっております。以上、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（相川繁治君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これから、議案第11号、占冠村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を制定することについての件を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第11号は原案のとおり可決しました。

---

### ◎追加日程第2 議案第12号

○議長（相川繁治君） 追加日程第2、議案第12号、特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例を制定することに

ついでにこの件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務課長、田中正治君。

○総務課長（田中正治君） 追加議案書の69ページをお願いします。議案第12号、特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例を制定することについてご説明申し上げます。

本件は特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例で第4条第2項の期末手当を改正することについて議会の議決を求めようとするものでございます。

第1条については平成27年度の改正について記載しており、12月期において現行2.125月を2.225月に改め、年4.1月を4.2月に改めるものでございます。

第2条については平成28年度の改正について記載しており、6月期において現行1.975月を2.025月に、12月期において2.225月を2.175月に改めようとするものでございます。

附則として、施行期日は第1条の規定は平成27年12月1日から、第2条については平成28年4月1日から施行することとなっております。以上、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（相川繁治君） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これから、議案第12号、特別職の職員で常勤

のものの給与に関する条例の一部を改正する条例を制定することについての件を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第12号は原案のとおり可決しました。

---

### ◎追加日程第3 議案第13号

○議長（相川繁治君） 追加日程第3、議案第13号、占冠村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を制定することについての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務課長、田中正治君。

○総務課長（田中正治君） 追加議案書の71ページをお願いいたします。

議案第13号、占冠村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を制定することについてご説明申し上げます。

本件は人事院勧告に基づき一般職の給与、勤勉手当の額を改定することについて議会の議決を求めようとするものであります。

第1条については平成27年度の改正について記載しており、勤勉手当について一般職は12月期において現行0.75月を0.85月に改め、年1.5月を1.6月に改め、再任用職員については12月期において現行0.35月を0.4月に改めるものであります。給与につきましては、議案書の72ページから74ページの別表第2の給料表に改めるものであります。

第2条については平成28年度の勤勉手当の改正について記載しており、一般職については6月期において現行0.75月を0.8月に、12月期において0.85月を0.8月に改め、再任用職員については6月期において現行0.35月を0.375月に、12月

期においては0.4月を0.375月に改めるものでございます。

附則として、施行期日は第1条の給与の規定は平成27年4月1日から、勤勉手当の規定は平成27年12月1日から、第2条については平成28年4月1日から施行することとなっております。以上、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（相川繁治君） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第13号、占冠村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を制定することについての件を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第13号は原案のとおり可決しました。

---

#### ◎追加日程第4 議案第14号

○議長（相川繁治君） 追加日程第4、議案第14号、平成27年度占冠村一般会計補正予算、第6号についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務課長、田中正治君。

○総務課長（田中正治君） 追加議案75ページをお願いいたします。

議案第14号、平成27年度占冠村一般会計補正

予算、第6号についてご説明申し上げます。この度提案いたします、占冠村一般会計補正予算、第6号は、歳入歳出それぞれ190万円を追加し、歳入歳出予算の総額を25億6550万円にしようとするものでございます。

本補正予算は人事院勧告に基づくもので、期末手当、勤勉手当の増額についてご提案するものでございます。

以下事項別明細書にてご説明申し上げます。79ページ、歳入、19款、1項、1目、1節、繰越金において前年度繰越金190万円の増額でございます。

次に歳出についてご説明申し上げます。1款、1項、1目、議会費、3節、職員手当費、12万6千円の増額でございます。14款、1項、1目、職員費、3節、職員手当費、特別職17万9千円の増額、一般職で159万5千円の増額でございます。

戻りまして、76ページ、補正後の歳入歳出予算金額は、第1表歳入歳出予算補正のとおりでございます。以上、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（相川繁治君） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

6番、五十嵐正雄君。

○6番（五十嵐正雄君） 議案第13号のときに聞くのを忘れたんで、補正の中で質問したいと思います。

職員等の問題なんですけど、勤勉手当が減額されて以降なかなか回復しないと。で、この間村が合併しないで自立してくということで、職員の人たちに多くの負担をかけて財政再建を図って、自立していく村づくりをしていこうという形で、この間見てもわかるように大変低い形で勤勉手当が支払われていると。で、職場状況

としては人口は減っているというか、現状維持なんですけど、職場は大変、人の採用がここ何年かは少しずつ増えていますが、大変厳しい中でそれぞれの仕事が大変な状況にあると。また安倍政権になってから、ころころ国の政策が変わるたびに、末端の自治体の職員はその仕事で翻弄されていると。こういう状況に、いまあるわけです。

こういう形でこのままいくと、やはり大変問題があると思います。職員の人たちに本当にもらうものはもらって、一生懸命頑張るよと、こういう体制を含めて作っていくために、このへんについて村長の考え方を伺っておきたいと思います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村博君） お答えいたします。職員の給与並びに諸手当については、いままでどおり人事院勧告に準拠した形で進めてまいりたいと、そのように考えております。以上です。

○議長（相川繁治君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論は、ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これから、議案第14号、平成27年度占冠村一般会計補正予算、第6号についての件を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第14号は原案のとおり可決

されました。

---

### ◎閉会の議決

○議長（相川繁治君） お諮りします。本定例会に付された案件は全て終了しました。

したがって、会議規則第7条の規定により本日で閉会したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

---

### ◎閉会宣言

○議長（相川繁治君） これで、本日の会議を閉じます。平成27年第5回占冠村議会定例会を閉会します。

閉会 午前11時29分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成28年 2月29日

占冠村議会議長 相川 繁治

(署名議員)

占冠村議会議員 山本 敬介

占冠村議会議員 五十嵐 正雄